

法科大学院認証評価

自己評価書

広島大学大学院法務研究科法務専攻

平成20年6月

広島大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	7
	第3章 教育方法	18
	第4章 成績評価及び修了認定	26
	第5章 教育内容等の改善措置	37
	第6章 入学者選抜等	41
	第7章 学生の支援体制	50
	第8章 教員組織	60
	第9章 管理運営等	74
	第10章 施設、設備及び図書館等	88

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

広島大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

広島県広島市

(3) 学生数及び教員数(平成 20 年 5 月 1 日現在)

学生数： 192 人

教員数： 19 人(うち実務家教員 7 人)

2 特徴

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法学的知識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを教育上の理念とし、既存の社会科学部法律学専攻から新たに所要教員の定員措置を行い、独立研究科として平成 16 年 4 月に設置された。

本研究科の教育は、法曹関係者や公務員、民間企業の法務担当者などと継続的に連携協力して実施する必要があるため、その設置場所を、裁判所、検察庁、弁護士会等司法関係機関のみならず、国のブロック機関や県市の行政機関等官公庁が集中している広島市に設置している。

本研究科は、19 人の専任教員のうち 7 人を検察官、弁護士、銀行出身など多様な実務経験を持つ人材が占めており、これらの教員が常勤教員として学生の指導に当たっている。これにより、生き生きとした実務感覚を有する法律専門家を育てる体制、特に、ビジネス法や金融法などの先端分野のレベルの高い科目を充実させることにより、司法制度改革の一つの眼目であった産業界からの法曹増員の要請に対応できるように、企業法務・ビジネス法務に強い法律専門家を育成する体

制をとることが可能となった。

具体的には、広島弁護士会との間で「広島大学大学院法務研究科における広島弁護士会との連携・協力に関する協定書」を締結し、民事、刑事、法曹倫理等の分野において、継続的な教育支援関係を樹立しており、リーガル・クリニックや法律事務所でのエクスターンシップの実施に大きな役割を果たしている。

また、裁判所との合同研究会を定期的に開催するなど連携を深めている。

このような実務と理論の架橋を実現する努力は、本研究科に設置しているリーガル・サービス・センターの活動にも表れている。同センターでは、相談事例に基づく法的問題の現状把握と分析によって、法曹養成に関する研究の成果を教育に活かす実践的な取組を推進しつつ、地域社会に対する貢献を通じて本研究科の地域への定着を図るなど、多面的な役割を担っている。

本研究科では、多様な人材を法曹として供給する観点から A0 入試を実施しており、国家資格を取得し、かつ、社会的に優れた実績を有する社会人を確保し、その養成に努めている。

学生に対しては、本研究科の教員配置の特徴を活かし、研究者と実務家がペアとなり学生の日常的な学習指導に当たるチューター制度を設け、きめ細かい指導が行える体制を整えている。

本研究科において養成しようとしている法曹像は、ひとことで表すと「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在となることである。そのため、成績評価や修了認定を、厳格、公正に実施することはもとより、授業期間全体を通じて学生の学習努力とその向上を促す観点から、中間試験の実施、再試験の原則廃止等、授業への集中と学習効果の効率化を目指した取組を行っている。

Ⅱ 目的

1. 教育上の理念・目的

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを、その教育上の理念として、以下のような法律専門家を養成することを目的とする。

2. 養成する法曹像

- ① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。
- ② 裁判実務だけでなく、充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在としての人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。
- ③ 今後の法化社会の進展に伴い、民間、特にビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えうるビジネス法務、とりわけ金融分野に関する高度の幅広い知識を有する法律専門家。
- ④ 自らが行っている法的問題処理の過程を、より高い次元に立って反省できる観点を明確にもち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人（プロフェッション）としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本研究科においては、前記「Ⅱ目的」に示すような教育理念と目的を実現するため、その目標とする法律専門家を養成すべく、以下のように、理論・実務・実習を組み合わせ、体系的に編成した各授業科目に従った教育を実施し、厳格な成績評価及び修了認定を行っている。

なお、積上げ式の授業構成を徹底し、大学評価・学位授与機構の定める基準への適合性を高めるため、平成19年度においてカリキュラム編成を一部改定している。

1. 開講授業科目

①法律基本科目 66単位(2年コースは30単位)

1年次30単位、2年次26単位、3年次4単位を必修科目として担当している。その学年配当に当たっては、

- 1年次…確実な理論的基礎を固める。
- 2年次…問題解決型思考を身につける。
- 3年次…実務的・総合的な応用力を育成する。

という編成コンセプトに基づき、民法→民事法、商法→商事法、民事訴訟法→民事手続法、刑法→刑事法、刑事訴訟法→刑事手続法、憲法→公法へとそれぞれ発展させる形で構成した各科目を履修させている。

②実務基礎科目

高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人(プロフェッション)としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家を養成するという観点から、「法曹倫理1」を2年次前期(必修)に、「法曹倫理2」を同後期(選択)に担当している。

その他の科目は、応用力を育成するというコンセプトに基づいて、2年次後期ないし3年次に担当し、すべて複数の実務家教員が担当している。

なお、「リーガル・クリニック」(法律相談)と「エクスターンシップ」(弁護士事務所における研修)については、選択必修科目として、学生の選択を尊重して、いずれか一方を履修させることとし、3年次夏季休業中に集中講義として実施している。とりわけ

「エクスターンシップ」については、広島弁護士会所属弁護士から全面的な協力を得て実施している。

③基礎法学・隣接科目

「法システム概論」(必修)を導入科目として研究者教員と実務家教員が共同で実施し、新入生（3年コース・2年コース）全員に入学年度の前期集中で履修させている。その他の科目は選択必修科目として、2年次前期から学生の自由選択により履修させている。

④展開・先端科目

すべてを選択科目として、2年次後期から、学生の自由選択により履修させている。

《別添資料1 研究科パンフレット、別添資料2 平成20年度学生募集要項（一般選抜）、別添資料3 研究科ホームページ、別添資料（別紙様式1）開講授業科目一覧、別添資料4 授業科目シラバス 参照》

2. 成績認定・修了認定

第4章で詳細に記載するように、期末試験における成績評価、ならびに、口頭による最終試験を含めた修了認定を実施している。いずれも、本研究科の理念を実現するにふさわしい修了生を輩出するために、厳格に実施されている。

各学期の成績認定及び、修了認定については、教授会において全科目の成績データを提示し、教授会の議を経て決定している。

また、成績評価については、その透明性・客観性を担保し学生の納得性を高めるために、疑義照会制度・異議申立制度を設けている。（厳格な成績評価及び修了認定については、基準4-1-1及び4-2-1に関する記載を参照）

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

1. 教育理念・目的の明示

下記の資料のとおり教育理念及び目的は、本研究科パンフレットやホームページに明確に示されており、その内容は、実務に必要な学識と応用能力ならびに法律実務の基礎的素養を備えた将来の法曹を養成するという法科大学院の目的の沿うものである。

(資料 1 参照)《別添資料 1 研究科パンフレット 参照》

資料 1 「教育上の理念・目的」「Ⅱ目的」(抜粋)

広島大学大学院法務研究科(法科大学院)は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを、その教育上の理念として、以下のような法律専門家を養成することを目的とする。

(出典 本評価書「Ⅱ目的」)

2. 法曹像に適った教育の実施と成果

平成 20 年 4 月 1 日現在の在籍者は 192 人(1 年 58 人、2 年 70 人、3 年 64 人)、このうち 2・3 年生は厳正な成績評価と進級判定を経て進級したものであり、進級率は概ね 8 割程度である。また、平成 20 年 3 月 31 日までの修了者は、計 82 人である。このうち、司法試験の受験状況は以下のとおりであり、第 1 期合格者 3 人は司法修習を終え、弁護士として活躍している。【解釈指針 1-1-2-1】

	修了者		司法試験受験者	同合格者
平成 17 年度	12	平成 18 年	12	3
平成 18 年度	29	平成 19 年	32	11
平成 19 年度	41	平成 20 年	52	n.a.

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

①理論と実務を架橋する教育体制

実務家教員7人（法曹経験者5人、金融実務経験者2人）のほか、弁護士資格を取得した研究者教員1人を擁し、理論と実務の架橋をめざす教育を十全に実施できる体制をとっている。

②実務家教員と研究者教員の協力による授業科目の開講

複数の教員（実務家教員と研究者教員を含む）が協力して企画し、かつ、複数の教員が常時出席して、その間での議論を交えて展開される授業科目を多数開講している（民事訴訟実務基礎、民事法総合演習、刑事法総合演習、等）。

③厳格かつ客観的な成績評価

厳格な成績の認定を行うため、再試験の実施を1年次前期配当科目に限定する一方、法律基本科目のうち多数の授業科目で中間試験を実施することによって、学期途中で学生の理解度を確認して、学生の自覚的な学習を促している。

また、成績評価の透明性・客観性を担保し学生の納得性を高めるため、疑義照会制度・異議申立制度を設けている。

④口頭試問形式による最終試験の実施

公法、民事法、刑事法の3分野について口頭試問形式による最終試験を実施することによって、修了生が本研究科の求める学識・応用能力を備えていることを確認し、教育理念に沿った教育が実施されていることを担保している。

[特色ある取組]

①実務家教員を多数配置していること（第8章基準ごとの分析8-1を参照）。

②成績評価に関する疑義照会制度・異議申立制度を実施していること（第4章基準ごとの分析4-1を参照）。

③口頭試問形式での最終試験により修了認定を行っていること（第4章基準ごとの分析4-2を参照）。

[改善を要する点等]

○選択科目の開講が十分でないこと

本研究科は、規模が小さく、専任教員数が少ないこと、及び、近隣に法律分野の教員が少ないという地理的条件などから、新司法試験の選択科目への対応が十分とは言えず、学生の要望に十分応えるだけの選択科目を開講することができていない。今後、専任教員の増員を検討し、選択科目の充実等による改善を図る必要があると考えている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準 2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準 2-1-1 に係る状況)

1. 本研究科の教育課程の特色

本研究科の教育課程は、専門的職業人である法曹の育成のプロセスであることを十分意識し、学部教育と明確に一線を画しつつ、学年進行に応じた積上げおよび理論と実務の有機的な連携に配慮し編成している。

すなわち、学年進行に応じた積上げの面では、1年次の法律基本科目(15科目)で「理論的基礎を固め」、2年次の法律基本科目(13科目(平成20年度からは「公法3」を3年次配当に変更して12科目))で「問題解決型思考」に発展させ、3年次を中心に開講される演習科目によって「専門的な法知識」と「思考力、分析力、表現力等」を修得させる編成としている。

また、理論と実務の有機的な連携の面では、1年次(2年次新入既修生を含む)の必修科目となる「法システム概論」に実務家教員の講話を織り込んで、当初から理論と実務の関係を意識させ、2年次の「法曹倫理」で「法曹としての責任感及び倫理観」を身に付けさせた上で、3年次の実務基礎科目である「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」を履修させるよう編成している。

このような教育課程編成の趣旨は、1年次で法的思考の枠組みを作らせ、2年次で多様な設例を素材とした思考(分析・表現)を経験させながら、倫理的な問題に遭遇したときの難しさを実感させ、悪しき法律家の傲慢さを戒めることにより、「良き隣人」たる法曹に必要な「人間性」を育てた上で、法曹に相応しい「責任感及び倫理観」に裏付けられた実践判断の論理的な展開(表現)を求める、という点にある。

2. 1年次教育課程の特色

1年次の配当科目16科目は、すべて必修科目であり、法律基本科目では、法律の構成に拘泥することなく、法学未修者が法律の基本的な考え方や法の体系を理解できるように、授業内容を編成している。基礎法学・隣接科目である「法システム概論」は、研究者教員と実務家専任教員が共同して授業を担当し、法学未修者に対して法律、判例の読み方、司法制度などの基本的知識を提供するとともに、実務体験に基づいて法曹としての心構えを教授する。

3. 2年次教育課程の特色

2年次の必修科目は、1年次に身に付けた基礎的法的思考力を前提に、各科目においてより高度の法思考を発展させ、自己の見解を適切に表現するための能力を養う。

選択科目は、上述の教育課程編成の趣旨を全うしつつ、学生の個性に対応するよう厳選している。「法的思考法」、「レトリック理論」という基礎法系科目は、1年次で身に付けた思考の「枠組み」を確実なものとするよう支援する。前者が思考力と分析力に、後者が分析力と表現力に重点をおいて、法的な判断と論証の力を育成する。これに対して、「政治学」、「社会学」、「金融論」、「外国法（英米）」という隣接科目は、既に法学の素養がある学生を想定しつつ、その思考をより豊かにさせ、また国際ビジネス法の世界に踏み込んでいく土台を与える。また、より専門的な法知識を獲得させながら、「問題解決型思考」への応用能力を展開させるために、高度な内容の法律基本科目として「民法演習」を、展開・先端科目として「消費者法」、「労働契約法」、「労使関係法」、「国際取引法」、「金融システム法」を配置している。

これらの選択科目は、1年次の民法や憲法で身に付けた「理論的基礎」の上に、具体的場面に関わる問題を投げ掛けて、前提となる知識を確認しながら「問題解決型」の「思考」へ進む過程を意識させる狙いがある。また、「良き隣人」たる法曹にとって必要度の高い内容であり、できるだけ多くの学生の履修が望まれるので、必修科目の修得を優先したい学生も3年次には選択できるように編成している。

刑事科目については、平成19年度から、事実認定という刑事手続上の重要課題を早期に理解させるとともに、前期の「刑事手続法」で修得した知識を実践的な取り組みの中で定着させることを目的として、刑事模擬裁判を含む「刑事実務基礎」を2年次後期に配置することとした。

4. 3年次教育課程の特色

3年次は、2年次までに得た「力」を前提に、「実務で必要とされる応用力」を育成する。まず、「民事訴訟実務基礎」で事件記録をもとに事実分析の手法と要件事実の考え方を身に付けさせ、研究者と実務家の共同授業である「総合演習」と「ローヤリング（模擬裁判）」で、複合的な事例における法的判断と訴訟手続の実践的取り組みを求める。

夏季集中講義の「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」では、生の事件や実務の現場を経験させて、資料分析・問題発見型の新司法試験に対応できる力を養成するとともに、従来の前期修習に見合う教育を行い、新たな研修制度との連携にも対応する。

加えて、法的思考をより豊かにする基礎法学・隣接科目（2年次未履修の科目を選択することも可能であるとともに、3年次科目として法理学が加わる）や、各自の専門性を高めさせる展開・先端科目が開講されるので、学生はこれらを選択履修することにより、3年次も継続して「専門的な法知識」と「人間性」の幅を拡げていくことができる。

平成19年度から、従来は展開・先端科目と捉えていた企業経済法・行政手続法を、応用能力を高める法律基本科目と位置づけて、「商事法演習」および「公法演習」に再編するとともに、平成20年度からは、「公法3」と「刑事法2」を3年次開講科目に配置して、公法系と刑事系の3年次における教育が空洞化しないように編成した。

5. まとめ

かくして、本研究科においては、理論と実務を架橋する教育課程が段階的かつ完結的

に編成されており（平成20年度以降における学年進行について下表を参照）、法曹養成の「プロセス」を担うことが十分に可能となっている。【解釈指針2-1-1-1】

【法律基本科目・法律実務基礎科目の配置構成】

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
民法1・4 民法5 民事訴訟法1	民法2 民法3 会社法1・2 民事訴訟法2	民事法1 民事法2 商事法1 民事手続法	民事法3 民事法4 民法演習 商事法2	民事訴訟実務基礎 商事法演習	民事法総合演習
刑法1	刑法2 刑事訴訟法	刑事法1 刑事手続法	刑事訴訟実務基礎	刑事法総合演習	刑事法2
憲法1	憲法2 憲法3	公法1	公法2	公法3	公法演習
法システム概論		法曹倫理1	法曹倫理2	法文書作成	ローリング*

太字 必修科目

3年次夏季集中 リーガル・クリニック/エクスターンシップ

《別添資料（別紙様式1）開講授業科目一覧 参照》

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

1. 法律基本科目

法律基本科目は、33科目のうち15科目が1年次配当、12科目が2年次配当、3科目が3年次配当の必修科目として開設している(平成20年度から、「公法3」の配当年次を3年次に変更し、2年次配当を11科目、3年次配当を4科目とした)。加えて、選択科目として「民法」、「商事法」、「公法」の演習を開設している。ほぼ同じ教員が1・2年生を継続的に指導するので、全体として基本的内容を網羅しつつ、教員ごとの方針の下で、まずは学部教育が扱うレベルの法知識を確認し、それを実践的な知恵に転換させ、事例問題の演習も取り込んで、段階的に法を使う能力に高めていく手法を採っている。

《別添資料4 授業科目シラバス 参照》【解釈指針 2-1-2-1】

民事系科目では、1年次は、法原理の体系的理解と法的な問題解決の基本的な枠組の理解に重点を置き、2年次は、法律上の争点を分析する力を養い、2年次後半から3年次に配置されている「演習」および「総合演習」によって実体法・手続法を総合的に運用する力を養い、実践的な解決策を構想する能力に発展させることを狙っている。

刑事系科目では、1年次は、刑法総論の知識と刑法各論の知識を確認しつつ、それらの融合化を促し、2年次は、ケース・スタディを通して、思考の精確さと、争点を抽出し分析する力を高めさせ、3年次は「総合演習」と「刑事法2」で、複合的な設例を用いて分析と解決提案を求めることにしている。

公法系科目では、基礎力の充実を期する立場から、1年次は基本的な判例に現れる憲法理念を理解させることに徹し、2年次に「公法1」で司法制度と憲法原理の関わりを確認した上で、行政法分野の知識を積上げながら、ケースの分析に進むように編成している。平成19年度のカリキュラム改定では、それまで展開・先端科目と位置づけていた「地方自治法」を法律基本科目の「公法3」として再編し、法律基本科目の必修を3科目にするとともに、選択科目の「行政手続法」を「公法演習」に再編し、3年次の公法教育を充実させている(平成20年度から「公法3」の配当年次を2年次から3年次に変更)。

2. 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は、必修4科目（法曹倫理1、刑事訴訟実務基礎（2年次）、民事訴訟実務基礎、ローヤリング[模擬裁判]）の他、選択必修2科目（リーガル・クリニック、エクスターンシップ）と選択2科目（法曹倫理2、法文書作成）を開設している。これらは実務経験を有する教員が実務導入教育にふさわしい内容で運営している。また、研究者と実務家が共同で担当する科目が基礎法学（法システム概論）、法律基本科目（総合演習）にもあり、さらにその他の研究者の担当する科目に実務家との共同授業を織り込むこともあるので、これらの機会を通して、実務教育と法律基本科目との連携が図られている。【解釈指針2-1-2-2】

3. 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は8科目を開設している。（平成21年度以降、政治学と社会学は隔年開講の予定）。1年次の「法システム概論」は法律を学ぶ土台を与え、2年次の「法的思考法」と「レトリック理論」は、法学一般の基礎力を高める機能も担っている。これらの3科目は、「情報処理」と「弁論術」の基礎を学ぶことを通して、また、「金融論」、「外国法（英米）」、「政治学」、「社会学」は、経済学・比較法・政治学・社会学の知見から法の基礎にある「人間や社会の在り方に関する思索を深める」ことを通して、3年次の「法理学」と共に、「法に対する理解の視野を広げる」ことに寄与している。【解釈指針2-1-2-3】

4. 展開・先端科目

展開・先端科目は24科目を開設し、すべて応用的先端的な法領域を内容とする。ビジネス法を重視するとの本研究科の教育目的（前述Ⅱを参照）を反映させる形で、民商事系科目（不動産登記法、債権回収法、民事執行保全法、知的財産法、消費者法など）のほか、金融関連科目（金融システム法、金融取引法、企業金融法、先端金融法、金融商品取引法）が充実している。平成19年度には、それまで受講希望者のいなかった科目を廃止するとともに、倒産処理法を2科目（倒産処理法1および倒産処理法2）とした。これは、本研究科の教育目的を達成するために重点的な編成をした結果であり、まずは「基礎的な理解」を「幅広く」与えることを可能としつつ、教育目的の重要な領域でこそ「高度」な専門性を身に付けさせる趣旨である。

また、社会の多様な新しい法的ニーズに答えられるように、特に先端的な法領域についての授業を随時開講可能とする「特講」枠を設けるとともに、随時、科目の見直しを行うよう措置を講じている。【解釈指針2-1-2-4】

なお、本研究科設立当初は展開・先端科目と位置づけていた「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」等については、その内容を再確認した上で、平成19年度カリキュラム改定において法律基本科目として編成した。【解釈指針2-1-2-5】

《別添資料4 授業科目シラバス 参照》

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じた適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

1. 法律基本科目

法律基本科目は 66 単位分(必修 60 単位、選択 6 単位)であり、その内訳は、公法系必修科目 12 単位(憲法 1-3、公法 1-3)、民事系必修科目 34 単位(民法 1-5、会社法 1-2、民事訴訟法 1-2、民事法 1-4、商事法 1-2、民事手続法、民事法総合演習)及び刑事系必修科目 14 単位(刑法 1-2、刑事訴訟法、刑事法 1-2、刑事手続法、刑事法総合演習)であり(【解釈指針 2-1-3-1】の標準単位数と対比すると、各分野 2 単位増の計 6 単位増)、そのほか選択科目が 6 単位(公法演習・民法演習・商事法演習)ある。

なお、平成 19 年度のカリキュラム改定で、修了要件として必要な修得単位数を 99 単位以上とした。法律基本科目 66 単位を全て履修したとしても、残り 33 単位は法律基本科目以外の科目から履修することになる【基準 4-2-1、2-1-3】。

「理論的基礎を固める」1 年次は、全て必修の 15 科目 30 単位に抑えており、選択科目を設けていない。これは、法律基本科目の学習を徹底させ、2 年進級時に既修者と対等に議論できるだけの「基礎」を身に付けさせるためである。「問題解決型思考」への発展を求める 2 年次は、必修 11 科目 22 単位を配当している。1 年次に得た「知識」を、ケース・スタディと討論に重点を移した教育方法により実践的な「知恵」に転換させることを狙っている。

平成 19 年度のカリキュラム改定では、「公法 3」を必修化して公法系教育を充実させつつ、「刑事法 2」を(「刑事訴訟実務基礎」の配当変更に伴い)3 年次配当に変更した。その後、3 年次前期に公法系科目が開設されない状態を避けるために、平成 20 年度からは「公法 3」を 3 年次配当に変更することとした。

なお、当初展開・先端科目に位置づけていた民事および刑事の「総合演習」は、応用展開能力を養う授業として、法律基本科目に分類し直すこととした。同じく、当初は展開・先端科目として開講していた「相続関係法」、「企業決済法」、「行政手続法」は、その内容を関連科目の中に編入し、やはり法律基本科目として新たに「民法演習」、「商事法演習」、「公法演習」を配置することとした。その結果、3 年次は必修 3 科目 6 単位(「刑事法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法 2」、平成 20 年度からは「公法 3」を加えて 4 科目 8 単位)と選択 2 科目 4 単位(商事法演習・公法演習)となっており、これらはいずれも「応用展開能力」の育成に重点を置いた授業となる。

2. 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は「法曹倫理 1」、「刑事訴訟実務基礎」、「民事訴訟実務基礎」、「ロ

「ローヤリング」の4科目8単位が必修であり、2年前期から1科目ずつ配置している。さらに選択科目として、2年後期の「法曹倫理2」と3年前期の「法文書作成」を設けている。前者は「法曹としての責任感や倫理観を涵養する教育」をより強化し、後者は実務上の情報処理に関する能力の育成を補強する趣旨のものである。「法情報調査」に関する指導は、1年次（既修新生は2年次）必修の「法システム概論」に組み込まれている。法文書作成の指導は、「法文書作成」の科目以外に、必修科目である「民事訴訟実務基礎」や「民事法総合演習」、「ローヤリング」の授業の中でも行われる。《別添資料4 授業科目シラバス 参照》【解釈指針2-1-3-2(1)(2)(3)】

上記の「法曹倫理」等を履修させた上で、「リーガル・クリニック」と「エクスターンシップ」を選択必修（1単位）と位置づけて3年次夏季集中で開講しており、全ての学生が少なくともどちらかを実体験する。なお、本研究科附属のリーガル・サービス・センター(LSC)では、随時、市民の無料法律相談を受付けており、依頼者の同意があれば、学生も同席し、担当弁護士と共に相談業務に関わることが可能であり、授業外にも「リーガル・クリニック」の機会が与えられる。2年次後期の「刑事訴訟実務基礎」と3年次後期の「ローヤリング」は、いずれも必修科目であり、全ての学生が刑事・民事の「模擬裁判」、依頼者との面談、民事調停等を経験することになる。【解釈指針2-1-3-2(4)】

なお、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目及び本研究科の教育目的の一つに位置づけているビジネス法務に特化した訴訟実務科目については、単独の科目としては開設していないが、後者の内容の一部は「民事訴訟実務基礎」、「民事法総合演習」、「商事法演習」等の授業で取り上げられている。【解釈指針2-1-3-2(5)】

3. 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、「法システム概論」2単位を全員に必修としている。さらに、2年次に6科目（外国法(英米)、法的思考法、金融論、レトリック理論、政治学、社会学）が開講（政治学、社会学はいずれかを開講）され、3年次の法理学計7科目のうちから4単位分を選択必修として履修しなければならない。なお、2年次の6科目は3年次においても履修することができる。（詳細は基準2-1-1を参照）

4. 展開・先端科目

展開・先端科目は、全体で24単位以上の選択科目の中で、必ず12単位以上を修得することとしている。本研究科の特色としているビジネス・金融関連科目のほか、法実務において重要度の高い倒産処理法、労働関係法、不動産登記法、債権回収法、民事執行保全法などの科目に重点を置き、さらに、各学生がその関心に応じて各種の分野について基礎的な理解を得られるよう、消費者法、国際取引法、知的財産法、少年法、税法、環境法などの科目も配置している。

《別添資料（別紙様式1）開講授業科目一覧 参照》

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

1. 授業時間設定の基本

本研究科では、大学設置基準第21条第2項第1号所定の15時間で1単位という「標準」を厳格に適用し、また、第23条に従い、15週にわたる授業期間を確保することにより、2時間授業を15回行って2単位と計算する方針を採用している。なお、刑事系の「実務基礎」と「総合演習」は、事件記録や複合的事例問題を使った多方向的な討論を徹底して行う目的で、隔週で2コマ以上を連続的に使う授業形態を採用している。

双方向型・多方向型の授業を行う以上、学部における講義（広島大学法学部の場合、原則として90分授業15回2単位で編成されている）と同様の時間編成とすれば、1回の授業で扱える課題が限られてしまう可能性があるほか、時間的な制約で議論が分断されてしまうという問題もある。そこで、授業時間は、午前は10:00-12:00の1コマ（1-2時限）、午後は13:00-15:00（3-4時限）と15:20-17:20（5-6時限）の2コマという、1日当たり3コマの設定として、1回当たりの授業の時間的制約を緩和することにより、各回の授業内容を充実させるように努力している。特に、演習科目では2時間に亘って討論を継続することも多い。

2. 計画的な授業時間の確保

学期が始まる前に半期の予定表を作成して、全ての科目に必ず15回の授業を確保する方針を明確に打ち出している。月曜日の開講科目については、カレンダー上数回の休日等があるため、15回の授業回数を確保することが難しいことから、後記3. で記すような特別の時間割と計画的な補講の実施により、授業時間回数の確保を実現している。なお、やむを得ない理由で休講措置をとる場合には、支援室に連絡して、それに見合う時間数の補講を設けることとしている。期末試験は15回の授業を終えた後に別に期間を設けて実施している。

3. 問題点（コマ数の不足）への対処

本研究科では、120分を1コマとする授業を実施するため、1日3コマ分しか授業時間帯を確保できず、時間割の調整が毎年の大きな課題になる。とくに、再履修を要する仮進級生（1・2年次に修得できなかった必修科目が3科目6単位までの場合）には、必修科目が重なると、進級した年次の必修科目を履修できず、次の年度も仮進級にならざるを得ないという問題（仮進級の連鎖）が生じてしまう。そこで、必修科目が学年間で重ならないような時間割とするよう特段の工夫をしている。

このようにほぼ全てのコマに必修科目が配置されている状態では、空いている授業時間帯がほとんどなく、補講を入れる時間帯を確保することが極めて困難となる。前述のように、月曜日の開講科目については、休日等が数回はあるため、どうしても補講が必要になることに加え、平成19年度のカリキュラム改定で、必修科目を1科目（公法3）

追加したことに伴い、必修科目の「重畳関係」が生じる可能性が大きくなったことから、平成20年度から、月曜日と金曜日に「特別時限」を設定して、これらの問題の解決を図ることとした。《別添資料5 時間割表、別添資料6 学期予定表、別添資料7 休講・補講一覧》

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

①「法システム概論」の必修化

入学時に実務家教員も関与する必修科目の「法システム概論」があり、法全体を体系的に認識させるとともに、入学当初から理論と実務の関係を意識させ、法情報調査の導入教育も担っている。

②法律基本科目の継続教育

教員が学生と緊密な人間関係を形成し、法律基本科目の多くで、1年次での理論的基礎固めから2年次での問題解決型思考へと繋げる2年間の継続教育を行っていることは、本研究科の長所ともいえる。

[特色ある取組]

○研究者教員と実務家教員の共同による導入教育科目「法システム概論」を開設していること（基準ごとの分析2-1を参照）。

[改善を要する点等]

①選択科目をめぐる問題

新司法試験の選択科目のうち、倒産法、知的財産法、国際関係法[私法系]および労働法については、それぞれ2、3科目が開講され、比較的充実しているが、環境法、租税法は各1科目2単位のみにとどまっているほか、経済法、国際関係法[公法系]は、講師の確保が難しい状況にある。本研究科の規模的な制約や近隣大学から非常勤講師を確保することが困難な地理的な条件を考えると、その対処には他の法科大学院との連携を含めた方策を検討する必要があると認識している。

なお、本研究科は、ビジネス法に通じた法曹の養成を教育目的の一つとして位置づけているが、その観点で充実させている金融関連科目の履修者は少数に止まっている。新司法試験に影響されることは法科大学院の宿命とはいえ、新たな法曹養成制度の理念に則った教育の観点からも、履修者の増加を図ることが必要であり、カリキュラム編成の見直しを含め引き続き検討したいと考えている。

②カリキュラム再編成の検討

本研究科のカリキュラムは本文に記述したとおりであるが、これに対しては、学生・教員双方から、1年次から希望者には選択科目の履修を認め、より多くの選択科目の履修機会を提供してはどうか、3年次夏季および後期に集中している臨床教育科目の開設をもう少し前倒ししてはどうか、等の意見・要望が聞かれることから、これらを踏まえてカリキュラムを再編成できないか検討したいと考えている。

③時間割編成の再検討

時間割については、(i)30時間の授業をもって2単位とする原則を厳密に遵守する

こと、(ii)仮進級の学生に不利益を与えないように、隣接学年の必修科目が同一時間に重複して開講されないこと、との方針の下で時間割に工夫を重ねてきた。しかし、今後、選択科目の拡充等を含む、より一層多様化されたカリキュラム編成を展望する場合には、時間割上の制約が障害となることが避けられないと思われることから、上記方針の見直しも含めて検討したいと考えている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

1. 少人数教育の実施

本研究科の授業は、法律基本科目等の必修科目においても、70人未満の受講者数で実施されており、適切な規模が維持されている。この人数は、入学定員60人をベースに、若干名の再履修者および休学者による増減員の結果である。本研究科では、他専攻等の学生や科目等履修生は履修しておらず、基本的には、今後も大きな変動はないものと思われる。《別添資料(別紙様式1)開講授業科目一覧 参照》【解釈指針3-1-1-1】、【解釈指針3-1-1-2】

なお、本研究科の授業は、原則として1学年1クラス編成で実施しているが、「刑事法総合演習」は、原則2クラス編成、「民事法総合演習」も講義内容に応じて随時2クラス編成とし、密度の濃い双方向・多方向授業の実施に配慮している。

この間、「訴訟実務基礎」や「ローヤリング(模擬裁判)」の適正規模をどう考えるかが問題となる。例えば、模擬裁判などの実習を行う場合、その前提として共通の基盤をもたせるべき段階は一体で授業をすることにもメリットがあるのに対して、担うべき役割の相違があれば、役割に応じたグループ毎の指導が効率的である。そこで、実習を伴う内容の授業の場合には、全体をクラス別とするのではなく、その日に扱う内容に応じて、一体的な授業とクラス分けの授業を使い分けて、きめ細かく対応することを考えている。そのような「使い分け」の当否について、ファカルティ・ディベロップメント(FD会合)において検討を重ねつつ、教員相互が一層連絡をとりあって、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行っていく体制を維持している。

2. 双方向・多方向授業の実施

上記のように、授業科目により濃淡はみられるものの、各科目とも少人数による双方向・多方向に留意した授業が行われている。因みに、学生の授業評価をみても、ほぼ全ての授業で、学生の過半が自ら「質問や発言など」をして積極的に取り組んだと認識していることから、それが裏付けられている。《別添資料8 授業評価アンケート結果 参照》

3. 他専攻等の学生等の履修

本研究科は、社会科学研究科(法政システム専攻)から完全に独立し、別地(法政シ

STEM専攻は東広島キャンパスに設置)に所在することから、これらの他専攻の学生が履修することはなく、科目等履修生の受入もない。今後も、本研究科の外から多数の受講者が加わることは想像し難いほか、仮に、他専攻の学生の履修を認めるとしても、授業科目の性質等に照らして適切な場合および規模に止める方針である。【解釈指針3-1-1-3】

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

再履修者の滞留で、60人を超える授業が散見される状態となってきたが、平成20年度開講科目では、多くても概ね60～70人程度であり、今後も60人を大幅に上回り、まして80人を超える事態は予想しがたい。なお、平成20年度に新たに開設した民法・商事法・公法の「演習」のうち前期開講の商事法演習の履修者は、32人であり、60人以下に収まっている。《別添資料4 授業科目シラバス、別添資料9 授業科目別受講者数一覧表 参照》【解釈指針 3-1-2-1】

なお、民事および刑事の「総合演習」では、学生から提出される論点メモやレポートを利用した討論などにより、その手法に工夫をこらすことによって、双方向性を確保するように努力している。「刑事法総合演習」は、二つのクラスに分けて実施しており、午前・午後を通して行う授業なので、授業のいずれかの段階で全ての学生に一度は質問が及ぶように運営している。「民事法総合演習」は、午前・午後の両者を使える時間割に設定しており、適宜午前・午後にクラス別で討論をさせるなど、授業内容に応じた細かい対応を加えている。

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

1. 授業科目の性質の応じた適切な授業方法

法律基本科目においては、同一教員が1・2年次を通して一貫指導する体制にあるため、1年次の授業で「法曹として一般に必要な水準及び範囲の法知識」を扱って「理論的基礎を固め」させ、2年次には、具体的な事例や設問を用いた「問題解決型」の授業で、前提となる「法知識」を再び確認しながら、双方向的・多方向的に検討させる方法を採用している。さらに、3年次には、研究者教員と実務家教員が共同担当する「総合演習」において、判例を加工した複合的な事例をもとに、学生相互に議論させつつ、解決策を提案するように求め、理論的観点と実務的観点の両方から指導している。これらを通じて、1・2年次で「法知識を確実に修得させる」とともに、2・3年次で具体的事例を素材として「批判的検討」や「創造的思考」を繰り返すことにより、新たな事例にも対応できる「法的分析能力及び法的議論の能力」を修得させることを期している。《別添資料4 授業科目シラバス 参照》【解釈指針3-2-1-1】、【3-2-1-2】、【3-2-1-3】

また、法律実務基礎科目においては、2年次前期の「法曹倫理1」では弁護士職務基本規程等の教材を用いて実務家の心構えを学ばせた上で、2年次後期の「刑事訴訟実務基礎」では事件記録の読み方を、3年次前期の「民事訴訟実務基礎」では要件事実論の考え方を扱っている。これらを通じて、「事実に即して」検討・思考することを意識させた上で、3年次後期の「ローヤリング」で訴訟実務の現場に通じる技能を修得することになる。かくして、それぞれに明確な目的をもつ多様な授業科目の積上げにより、修了時まで、段階的・発展的に、「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な」能力を確実に修得させることを目指している。《別添資料4 授業科目シラバス 参照》【解釈指針3-2-1-3】

さらに、法律実務基礎科目のうち臨床教育科目である「リーガル・クリニック」と「エクスターンシップ」においては、各ガイダンスで受講生全員に法令遵守と情報管理の必要性を十分に認識させ、協力弁護士や受入機関責任者との密接な連携の下で指導監督を徹底するという方式を採用している。受講生に総括レポートを提出させるとともに、受入責任者には成績評価書を提出してもらうことにより、授業の成果を検証するなど、授

業全体の適切な管理運営を確保している。なお、入学生全員について、新入生ガイダンスの際に、個人情報等の秘密保持に関する誓約書を提出させている。また、臨床教育科目の実施に当たり、教員が広島弁護士会のロースクール委員会にオブザーバー出席して、エクスターンシップの実施に関する協議を行っているほか、実務指導者となる協力弁護士に対する説明会を実施し、弁護士業務全般に帯同させること、2通以上の簡易な起案を課すること、研修学生が単なる見学者にならないよう留意すること、等を要請している。そして、成績評価については、受入責任者作成の成績評価書のほか、学生が提出したレポート及びエクスターンシップ終了後に実施する全体討論会での学生の発言等を総合的に考慮し、本研究科の責任において成績を判定することとしている。なお、エクスターンシップに参加した学生が研修先から報酬を受け取ることは厳に禁じており、その旨は、協力弁護士への説明会及び学生への説明会において徹底している。《添付資料 10 リーガル・クリニックガイダンス資料、添付資料 11 エクスターンシップガイダンス資料、添付資料 12 秘密保持誓約書》【解釈指針 3-2-1-4】

2. 年間授業計画、授業内容・方法、成績評価等の周知

本研究科における1年間の授業計画は、年度初のガイダンスおよび前学期末の説明会の場で、時間割と学期予定表を配布して事前に説明しており、変更や追加などがあれば、随時、判例情報等オンライン検索システム（以下「TKC」という。）上で伝えている。各授業科目における授業の内容・方法及び成績評価の基準・方法等をシラバスで示すとともに、その詳細はそれぞれの授業ごとに TKC や配布資料で事前に告知している。《別添資料 5 時間割表、別添資料 6 学期予定表、別添資料 4 授業科目シラバス 参照》【基準 3-2-1 (2)】

3. 授業時間外における学習への配慮

時間割は、1日当たり最大3コマの設定としていることから、求められる予習・復習が3科目を超えることはない。また、平成18年度からは、必修科目の分散を考慮した時間割に改定したことから、必修科目だけを見ると、1年生は1日1科目、2年生は1日2科目が基本形となっている。このため、1年生は午前中を予習に、午後3時以降を復習に、2年生は（後期は選択科目が入ることも多いが）3-4時限の時間帯（13:00-15:00）を午前科目の復習や午後科目の予習に充てることも可能である。

また、教員は、TKCの活用等により、学生に対し、レジュメ、予習課題、復習課題などを事前に通知しており、受講生はその指示に従って授業時間外に学習を進めることができる。このほか、法学初習の1年生を対象に授業時間外に質問会を設けており、彼らの導入教育としても配慮している。なお、学生数に応じた自習室及び必要な図書を備えるとともに、全ての学生がTKCを活用できる環境を整備している。【解釈指針 3-2-1-5 (1) (2) (3) (4)】

本研究科では、夏季集中講義として「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」のほか、非常勤講師による2科目（倒産処理法2、民事執行保全法）の授業が予定されている。これらについては、可能な限り日程を分散するとともに、学生の予習・復習にも配慮するようにしている。とくに非常勤講師による授業については、事前にレジュメや

予習課題の提示を求めるほか、授業終了後も直ちに試験を行うことはせず、復習期間を十分とった上で、試験日程を設定することになっている。《別添資料 13 集中講義日程表、別添資料 14 予習課題 参照》【解釈指針 3 - 2 - 1 - 6】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本研究科では、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を、1年次32単位、2年次36単位、3年次は44単位と定めている。なお、3年次については、修了単位数の確保に向けて余裕のある履修登録を可能とするために、平成19年度から基準の枠内で登録上限を拡大した。【解釈指針3-3-1-1】、【解釈指針3-3-1-2】

1年次は、導入的な授業としての「法システム概論」と法律基礎科目15科目がいずれも必修であり、全ての新生生に対し、例外なく、これら32単位の修得を求めている。これは、2年次以降に全ての受講生が共通の土台をもって「双方向・多方向」授業に参加できるようにするために、一切の「選択」を排除して、「理論的な基礎を固める」ことに徹する趣旨である。本研究科では、2時間授業が実施されているので、場合によっては1回でかなりの分量の内容を取り扱うケースもありうる。そこで、十分な予習・復習を促すためにも、同一日に並行的に履修する科目数を限定している。【解釈指針3-3-1-1】

本研究科では、必修科目の単位数を所定の年次で修得できない学生には、原則として次学年への進級を認めないが、未修得単位数が6単位以内の場合には仮進級を認めている。平成19年度から、仮進級者は、前年度から持ち越した未修得単位数のうち、4単位まで登録限度単位数に算入しないことができることとした。なお、既修コースの新生2年次生については、「法システム概論」が必修科目であり、同科目を履修済の未修コース進級2年次生と比べると、2単位分少ない登録しかできないという不都合があったことから、この2単位も再履修科目と同等の扱いとすることとした。《別添資料15 広島大学大学院法務研究科細則》【解釈指針3-3-1-3】

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

①十分な教育効果をあげうる教育課程構想

「法システム概論」という導入科目からはじめて、2年間一貫指導の法律基本科目を土台として、「総合演習」という総仕上げの科目に至る教育課程の構想は、明確なビジョンに基づいている。その後、3年次の授業負担を調整するために、幾つかの科目の配当を入れ替えたものの、基本的な考え方は変わっていない。従って、全ての教員が、教育課程における各科目の位置づけ・目標を十分に自覚して、それに見合った教育方法を採用し、「理念」を実現するために努力している。

[特色ある取組]

該当なし。

[改善を要する点等]

①「教育理念」の学生への十分な周知

学生の授業評価を見ると、様々な反省点が浮かび上がってくるが、中には、「教育理念」を実現するという教員の意図が十分伝わっていないことに起因する意見、例えば新司法試験に直結する授業を要望する意見等も散見される。従って、引き続きFD等を通じた教員間の連携強化により、授業の改善策を積み重ねるとともに、本研究科の教育理念とそれを踏まえた授業の編成及び実施の意図が学生に十分伝わるように、コミュニケーションの一層の充実を図りたいと考えている。

②未修者教育の強化

本研究科では、未修者の3年コースを中心に学生を受け入れており、1学年60人の1クラス編成を基本として授業を行っている。ただ、未修者のバックグラウンドは様々であり、法学部出身者と純粹初学者とが混在している。修了時には、既修者や法学部出身の3年コースの学生と遜色のない学業成績を達成する初学者も少なくないが、1年次の段階で法的思考の修得に困難を覚える初学者が存することも確かである。多数を占める法学部出身者の知的好奇心を満足させつつ、初学者が法的思考をより円滑に修得することを可能にするような授業方法等の一段の工夫が必要と考えている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1. 成績評価の基準設定と周知

本研究科では、授業科目の成績は、試験の成績、授業への出席状況等を総合して認定すること（広島大学大学院法務研究科細則第8条第1項）、成績ランクは、優、良、可、不可の4ランクとし、不可を不合格とすることを定めている（同細則同条第2項）。

成績評価については、筆記試験（中間・期末）、レポート、授業での質疑応答等を考慮要素とすることで標準化を図っているが、考慮要素のウエイト付けについては、画一的な基準の設定は相応しくないことから、科目毎の特性に応じて、各教員の判断に委ねている。

考慮する要素およびその配分割合については、すべてシラバスに明示している。平成20年度から、成績評価の基準の開示にあたり、評価する要素のみならず、その配分の割合についても必ずシラバスに開示するように、運用を改めている。《別添資料15 広島大学大学院法務研究科細則、別添資料4 授業科目シラバス》【解釈指針4-1-1-1】

2. 基準に従った成績評価の確保

本研究科の成績評価は、絶対評価を原則とした上で、相対評価の要素も考慮するという、いわば折衷方式を採っている。

絶対評価の基準については、法曹養成専門職大学院としての特性を踏まえ、法律基本科目を中心に、学年進行に応じて新司法試験の該当科目の合格に必要なとされる学力の程度も勘案するように申し合わせている。

また、各学期末試験終了後に開催する教授会において、全科目の成績評価データを提示し、その内容を全教員で検証し、成績判定を行い、必要があれば協議の上で修正している。その過程で、全教員の議論を通して、絶対評価の基準に関する認識の幅を狭めていくことを目指している。《別添資料16 成績分布データ参照》

なお、本研究科では、これまで筆記試験採点の際の匿名性確保について特段の措置を

とってこなかったが、平成 20 年度から匿名性の確保に向けた試験等の実施方法を試行する予定である。《別添資料 17 教授会議事録》【解釈指針 4-1-1-1】、【解釈指針 4-1-1-2 (2) (3)】

3. 成績結果の学生への告知

成績評価の結果は、チューター（原則として研究者教員と実務家教員の 2 人がペアとなり、各学年につき数名のグループを担当し、学業のほか生活全般につき相談に応じる）による学期末の個人面談の場で、科目別成績、評価平均点（GPA）、科目別の成績分布に関するデータ等を各学生に通知し、今後の成績向上に向けての指導を行い、著しく成績が不良な学生につき、改善の見込みがたたないときには、進路の変更等につき指導することもある。

各科目を担当する教員は、上記チューター面談の際に、採点済みの答案等（試験の出題趣旨、採点ポイントを記した資料を含む）を返却するとともに、学生の求めに応じて評価の具体的な内容を説明することとしている。《別添資料 18 チューター面談時交付成績表》【解釈指針 4-1-1-2 (1)】、【解釈指針 4-1-1-3】

4. 成績評価等に関する疑義照会・異議申立制度

本研究科では、成績評価および単位認定に関する疑義照会・異議申立制度を創設し、平成 18 年度後期授業分から実施している。

従来から、成績評価等に疑問のある学生には各科目担当教員に対する「問い合わせ」によって疑問を解消するよう勧奨してきたが、学生の納得を十分に得るとともに、成績評価等の厳正性と透明性をさらに高めるために創設したものである。

疑義照会制度は、上記「問い合わせ」によって疑問が解消しない場合や「問い合わせ」が困難な場合に、学生が各科目担当教員に書面で疑義事項を照会し、当該科目担当教員が書面で回答するものであり、同回答内容は教授会に報告される。

異議申立制度は、疑義照会によっても疑義が解消しない場合に、単位認定に関する異議に限って受付けるものである。学生からの書面による異議申立に対し、当該科目の担当教員を除く複数の教員から成る検証チームが検証を行い、異議を正当と認める事実が確認されれば、教授会の議を経て単位認定の変更を行うこととしている。

なお、最終試験については、各科目とも複数の教員による成績判定が行われ、客観性が確保されていることから、本制度の対象とはしていない。《別添資料 19 成績評価等に関する疑義照会制度等の創設について、学生に対する告知文 参照》【解釈指針 4-1-1-2】

5. 期末試験の実施方法についての配慮（再試験・追試験）

1 年生の前期必修科目については、期末試験で合格点に達しなかった者に再試験の機会を与えている。これは、法律科目の勉学に不慣れな未修者に配慮し、初めての受験となる前期末試験に限り特例を設ける趣旨である。再試験においても厳正な成績評価を行い、素点をもとに教授会で評価の判定を行うが、判定は「可」を上限としている（つまり「不可」の救済にとどめている）。

また、全学年にわたり、1回の期末試験の結果で学期の評価を決めることのリスクを軽減するため、必修科目では中間試験を行うことを原則としている。なお、やむを得ない事情で期末試験を受験することができなかった者には、追試験の機会を与えることとし、その際には期末試験の受験者と公平な評価が行われるよう配慮している。

《別添資料 20 追試験に関する申し合わせ》【解釈指針 4-1-1-4】

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

本研究科では、今のところ基準に定める事例は生じていないが、申請があった場合には、既定の規則に従って厳正に評価することとしている。《別添資料 21 広島大学大学院規則、別添資料 22 広島大学既修得単位等の認定に関する細則 参照》

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

1. 進級制

本研究科では、必修科目の単位を所定の学年に修得できない学生に対しては、進級および次学年配当の授業科目の履修を認めないこととしている。原級留置となった学生には、単位を修得できなかった科目のみ再履修を認め、新規履修者と同じ基準で成績評価を行う。

ただし、未修得単位が6単位以内の場合は例外として次学年配当科目の履修を認める「仮進級制度」を設けている。「仮進級」の場合には、未修得科目の履修を優先させることとし、時間割において隣接する学年の必修科目が同一の時間帯に重ならないよう配慮している。

原級留置および仮進級については、各学期末に実施するチューターによる個人面談等を通じて学生に通知するとともに指導を行っている。《別添資料 15 広島大学大学院法務研究科細則、別添資料 5 時間割表 参照》【解釈指針 4-1-3-1】

2. 進級制の具体的運用状況

本研究科開設後の原級留置および仮進級の者の数は、以下のとおりである。

進級の状況

【1年次生】

年 度	進級判定 対象者数 (A)	進級者数 (B)	仮進級者数 (C)	原級留置者数	左のうち 休学による者	進級率 (B+C/A)%
平成 16 年度	46(8)	31(4)	4(1)	11(3)	6(2)	76.1
平成 17 年度	54(16)	34(11)	5(1)	15(4)	8(4)	72.2
平成 18 年度	61(17)	32(11)	15(4)	14(2)	5(0)	77.0
平成 19 年度	69(20)	43(14)	14(4)	12(2)	5(0)	82.6

【2年次生】

年 度	進級判定 対象者数 (A)	進級者数 (B)	仮進級者数 (C)	原級留置者数	左のうち 休学による者	進級率 (B+C/A)%
平成 16 年度	13(4)	13(4)	0	0	0	100
平成 17 年度	46(7)	27(5)	13(2)	6(0)	2(0)	87.0
平成 18 年度	53(14)	30(8)	15(3)	8(3)	1(0)	84.9
平成 19 年度	58(19)	30(12)	18(4)	10(3)	5(1)	82.8

※ () は女子で内数

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

1. 本研究科の修了認定要件

本研究科では、所定の年限在学し所要の単位を修得し、かつ最終試験に合格することを修了要件と定めている(広島大学大学院法務研究科細則第10条)。所要の単位数としては、3年コースにおいては99単位以上、2年コースにおいては69単位以上と定めている(同細則同条第1項、第2項)ほか、各科目群における所要修得単位数も適切に配当しており(同細則別表1、別表2、別表3)、基準および解釈指針に適っている。

平成19年度のカリキュラム改定において、展開・先端科目の履修が確実になされるよう、選択科目24単位のうち、12単位は展開・先端科目群から選択しなければならないことを明示した。

なお、本研究科では、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院で履修し修得した単位を、30単位を超えない範囲で本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしている(広島大学大学院規則35条)ほか、入学前に他の大学院で修得した単位についても、同様の取扱いとしている(広島大学大学院規則36条、法務研究科細則9条)。《別添資料21 広島大学大学院規則、別添資料15 広島大学大学院法務研究科細則 参照》【解釈指針4-2-1-1】、【解釈指針4-2-1-2】

2. 最終試験の実施

最終試験は、本研究科の教育成果を最終的に、かつ複数の教員の目で横断的に確認することを目的としており、所要の単位をすべて修得した者を対象に、民事系、刑事系、公法系の3科目につき口頭試問形式で実施することとしている。平成19年度については、3月初旬に2日間に亘り実施し、所要の単位を修得した41人に対し40名を修了、1名を不合格と判定した。《別添資料23 最終試験の実施について、別添資料24 修了判定資料参照》

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

1. 法学既修者認定の原則

本研究科における法学既修者の認定については、広島大学大学院規則第36条第2項及び広島大学大学院法務研究科細則第9条第2項により30単位を超えない範囲で認定することとし、入学試験において法律科目試験を実施し、その結果により認定することとしている。《別添資料21 広島大学大学院規則、別添資料15 広島大学大学院法務研究科細則、別添資料2 平成20年度学生募集要項（一般選抜） 参照》

2. 具体的実施方法

具体的には、2年コースへの入学志願者に対しては、3年コース志願者に課している試験（適性試験、小論文、面接）に加え、法律科目試験を実施している。この法律科目試験は、3年コースの1年次に配当されている法律科目（30単位）を履修したのと同程度の法律学の基礎的な学識を備えているかを判定するためのものであり、六法科目（憲法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法）を出題範囲として、論文式の出題形式により行っている。法律科目試験は、非法学部出身者や社会人も受験することができ、入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」にも配慮している。【解釈指針4-3-1-1】

3. 法律科目試験実施の特色

法律科目試験の出題については、各科目（憲法、民事法、刑事法）に関連する講座（公法系、民事系、刑事系）の構成メンバー全員が検討した上で教授会の確認を経ることとしている。なお、広島大学法学部の教授会は、本研究科の教授会と組織的にも、場所的にも完全に独立しているほか、学部と兼任の教員はごく少数にとどまっており、本大学の学部出身の受験者が有利に取り扱われるようなことのないよう、十分に留意されている。また、採点の際には匿名性が確保されており、この点でも公平性が保たれている。

【解釈指針4-3-1-2】

本研究科では、後述のとおり、法律科目試験の合格者に対しては、同試験でカバーしうる3年コース1年次配当科目の単位修得を認定するが、同試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことはしていない。【解釈指針4-3-1-3】

また、法学既修者の認定において、本研究科以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮することはしていない。【解釈指針4-3-1-4】

4. 法学既修者認定者の取扱い

上記法律科目試験に合格し法学既修者として認定された者は、3年コース1年次配当科目（30単位）を修得したものとみなされ、在学期間の1年短縮が認められる。修得したものとみなされる1年次配当科目（30単位）は、すべて法律基本科目群の中でもいわゆる六法科目であり、上記法律科目試験により、その学識を総合的に判定している。【解釈指針4-3-1-5】

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

① 厳正な成績評価と修了認定

厳正な成績評価と修了認定は、本研究科への信頼を確保するために極めて重要である。この認識の下に真剣な検討を重ねてきた結果、成績評価については、絶対評価と相対評価の折衷方式としたうえで各教員による成績評価結果を教授会の場で確認するほか、疑義照会・異議申立制度の活用によっても、その厳正さを担保している。修了認定については、ほぼ全ての教員が関与する口頭試問方式で最終試験を実施するので、教育の成果を複数教員の目で横断的に確認することになる。

② 成績評価結果を踏まえたきめ細かな学生指導

成績評価結果は、チューターが個人面談の場で手交して、学生本人に学力の実情と問題点等を考えさせる等、きめ細かな学生指導に連動させている。また、学生と教員との対話集会を随時開催し、評価のあり方に関する学生との意見交換も行っている。

[特色ある取組]

① 成績評価に関する疑義照会制度・異議申立制度を実施していること（基準ごとの分析4-1-1を参照）。

② 口頭試問形式での最終試験により修了認定を行っていること（基準ごとの分析4-2-1を参照）。

[改善を要する点等]

① 筆記試験の採点における匿名性の確保

平成20年度から匿名性の確保に向けた手続を試行することとしているが、その実施状況を検証しつつ改善を図っていきたいと考えている。

② 個々の特性に対応した適切な進路指導の検討

留年を重ねる学生の中には、法科大学院での勉学に耐えられないと思われる者も見られることから、例えば、2回連続留年などの要件を設けて、進路の変更についての指導を強化する必要性等について検討したいと考えている。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1. ファカルティ・ディベロップメント会合の定期的な実施

本研究科では、教務委員が中心となってファカルティ・ディベロップメント会合（以下「FD会合」という）を原則として毎月開催し、教育の内容および方法の改善を図るための検討を行っている。

FD会合は全教員で構成され、毎回ほぼ全員が参加している。会合では、授業編成や試験の実施方法、成績の分析を踏まえての学生指導等を含めた幅広いテーマについて、学生から寄せられる要望への対応や、上記に資する外部セミナーの参加報告等も適宜織り込みつつ、検討を行っている。

とくに各学期末の会合では、後述のように、学生に対する授業評価アンケートおよび教員相互の授業参観の結果等をもとに、より踏み込んだ議論を行い、授業の改善に繋げている。《別添資料25平成19年度第1回FD議事要旨 参照》【解釈指針5-1-1-1】、【解釈指針5-1-1-2】、【解釈指針5-1-1-3】

【平成19年度FD会合の検討事項等】

第1回	4月16日	・授業評価アンケートの改訂等について ・平成19年度前期教員による授業参観割当て
第2回	5月14日	・法律科目試験の試験科目と配点について
第3回	6月11日	・学生からの授業の改善要望について ・期末試験の評価基準について(絶対評価の内容検証)
第4回	6月25日	・メンタルヘルスケア講習会(教職員・学生合同で開催) (過度のストレス等から不調を訴えた学生への対応方法や、そうならないための助言方法等について学ぶもの)
第5回	7月9日	・学生との意見交換会の内容について ・法科大学院における答案練習会等の実態調査について
第6回	9月10日	・平成19年度前期授業に対する学生の評価と今後の対応
第7回	10月15日	・第2回新司法試験結果分析 ・平成19年度後期教員による授業参観割当て
第8回	11月12日	・第2回新司法試験受験卒業生との意見交換会の内容について ・後期授業についての学生からの改善要望について

第9回	12月10日	・学生との意見交換会の内容について
第10回	1月7日	・法学未修者に対する教育支援の強化について ・中教審法科大学院特別委員会の報告について ・試験の匿名性確保のあり方について
第11回	2月4日	・シラバスの記載内容(特に評価基準の開示)について ・卒業生に対する学習支援について
第12回	3月10日	・平成19年度後期授業に対する学生の評価と今後の対応 ・入試成績と入学後の成績との相関関係調査

2. 授業評価アンケートの実施

上記のうち、各学期末のFD会合で活用する学生による授業評価アンケートは、当学期に開講された全科目を対象に、項目別評価方式と自由コメント方式とを併用して実施している。

アンケートは無記名方式で実施している。この点については、FD会合で検討し、その中で、無記名方式では回答が無責任になるのではないかとの懸念と、記名方式では本音の意見が表に出てこなくなるのではないかとの問題点の双方が示されたが、検討の結果、学生から出された意見をどのように分析・評価するかは教員の責任であり、そもそも分析・評価の対象とする本音の意見をできるだけ多く吸い上げることを優先すべきであろうとの考えで大方の合意が得られ、無記名方式が採用されたものである。

実際のアンケートでは率直な意見が多数寄せられており、個々の意見の当否を含め、担当教員だけでなく全教員による検討の素材を提供する現行方式については、現時点では、有益なものと評価している。《別添資料8 授業評価アンケート結果 参照》

3. 教員相互の授業参観の実施

毎学期、全教員に対し、2科目以上の参観（原則抜き打ち実施）と感想メモの提出を義務づけており、上述の学生に対する授業評価アンケートの結果と総合することにより、より正確な授業の評価と改善を要する点の抽出が可能となっている。《別添資料26 授業参観実施通知 参照》

4. 授業評価アンケート及び授業参観メモの分析・検討等

授業評価アンケートおよび授業参観メモは、当該教員にフィードバックするほか、FD会合において全教員がデータを共有したうえで、教育内容、教育方法等の項目別に整理し分析した資料をもとに議論・検討を行っている。

その際、評価の芳しくなかった授業について、授業の内容と方法の両面から問題点を抽出する一方、評価の高かった授業の担当教員から披瀝してもらうノウハウ等を共有することを通じて次期の授業の改善に繋げるよう努めている。

学生に対しては、授業評価アンケートの集計結果を、教員のコメントとともに、TKCに掲示することによりフィードバックしているほか、ガイダンスやチューターによる個人面談等の場を利用して、授業の改善に向けて教員サイドの取組みの状況を伝えるとともに学生の要望を聴取するよう配慮している。

基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

本研究科では、実務家教員については、教育上の経験を相応に有している者を任用しているが、さらに教育の機会を補うために、可能な範囲で本学法学部等の非常勤講師として登用している。

一方、研究者教員については、実務上の知見を補完する趣旨で司法研修所が主催する研修プログラムへの参加のほか、平成 17 年 4 月に本研究科に附設したリーガル・サービス・センター (LSC) で実施される法律相談への陪席を奨励している。

また、研究者教員 1 名が弁護士登録を行っており、実務上の知見を磨いている。このほか、実務と研究の交流を目的として、平成 16 年 9 月に大学・裁判所合同研究会を設立し、実務家教員、研究者教員とも幅広く参加している。《別添資料 (別紙様式 3) 教員一覧、別添資料 27 司法研修所研修参加者一覧、別添資料 28LSC 活動実績、別添資料 29 大学・裁判所合同研究会開催状況 参照》【解釈指針 5 - 1 - 2 - 1】

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

①密度の濃いFDの実践

本研究科では、FDを真摯かつ誠実に実践している。会合の頻度もさることながら、教員全員参加の方式も、小規模校ならではのことである。授業評価アンケート・教員の相互参観は順調に定着し、それを検討する会合は、授業改善に大きく貢献している。学生へのフィードバックで改善努力を示すことが、教員と学生の信頼関係の醸成にも役立っている。

②実務家教員・研究者教員の連携による研鑽

裁判所との合同研究会、リーガル・サービス・センターでの法律相談等、様々な形で実務家教員、研究者教員のそれぞれが能力の不足部分を補う取組みを展開してきた。それらを活用できる環境を整備して、各教員の参加率を高めることにより、教員の経験知と能力の向上を図り、授業の改善に繋げるよう努めている。

[特色ある取組]

- ①全教員が参加してFD活動を実践していること(基準ごとの分析5-1-1を参照)。
- ②全教員が分担して全科目を対象に授業参観を実施し、報告書の提出を義務づけていること(基準ごとの分析5-1-1を参照)。
- ③裁判所との合同研究会を定期的で開催し、理論と実務の架橋に資する能力の開発に努めていること(基準ごとの分析5-1-2を参照)。

[改善を要する点等]

○授業内容・方法の一層の改善

本研究科では、充実した授業評価アンケートや教員の授業参観等を材料とした密度の濃いFD活動により、授業の改善が図られているが、一部とはいえ依然として評価の芳しくない科目が存在するのも事実である。こうした科目を中心に、全教員が問題点の認識を共有するとともに、各講座内での教育方針の再確認等を通じて一層の改善を図る必要があると考えている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

1. 入学者受入にかかる業務の体制

本研究科では、2名の教員を入試委員に任命して通常の入試業務を行っているが、決定を要する事項については、法務研究科長、副研究科長及び各講座主任によって構成される研究科長室会議において検討して原案を作成し、それを教授会に諮り決定している。入学者選抜の実施については、問題作成から試験監督・採点にいたるまで、教員全員で分担して行い、合否の判定についても、教授会で慎重に審議した上で決定するなど、責任ある体制を採っている。《別添資料 30 平成 20 年度入学試験実施計画書、別添資料 31 平成 20 年度入学試験監督要領 参照》【解釈指針 6-1-1-1】

2. アドミッション・ポリシーの設定・公表

本研究科の教育理念は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成することである。そのための教育目的は、①実力のある法律専門家の養成、②社会生活上の医師たるべき法律家の養成、③人格高潔な見識ある法律家の養成などである。この目的を達成するため、「柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求める」ことをアドミッション・ポリシーとして設定している。【解釈指針 6-1-1-2】

このアドミッション・ポリシーは、「実践的理論と判断力を備えたプロフェッションとしての法律実務家」にふさわしい意欲と能力のある者であれば、何人でも受け入れる用意があることを示しており、「公平性」・「開放性」の確保を前提としているほか、「人間と社会への深い関心と理解力」を要求することによって、社会経験を有する者を積極的に受け入れることをも目指しているもので、「多様性」の確保にも十分に配慮している。

また、このアドミッション・ポリシーは、本研究科の理念及び教育目的、入学選抜の方法等とともに、本研究科ホームページへの掲載、入試説明会における説明、本研究科パンフレットへの掲載等を通じて、一般に公表しているほか、毎年の学生募集要項の表紙裏面に大きく印刷するなどして、適切に周知を図っている。《別添資料 1 研究科パンフレット、別添資料 32 平成 20 年度学生募集要項 (A0 入試)、別添資料 2 平成 20 年度学生募集要項 (一般選抜)、別添資料 3 研究科ホームページ 参照》【解釈指針 6-1-1-2】

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6-1-2 に係る状況)

1. アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の実施

本研究科においては、「柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求める」ため、一般選抜において筆記試験及び面接試験を実施しているほか、A0 入試において面接試験を実施している。また、法学既修者コースへの入学を希望する者に対しては、法律科目試験を実施している。

2. 一般選抜

一般選抜の筆記試験は、社会的な問題を論じた論説文を読解させ、その要点を適切に要約する作業のほか、関連する複数の論説文の中からそれぞれの意見を読みとった上で、これらに対する受験者の考え方を記述させ、あるいはその問題に対する各人の意見を述べさせるというもので、理解力、判断力はもとより、柔軟な思考力及び人間と社会に対する深い関心と理解を確かめる内容となっている。また、面接試験は、社会事象の中からトピックを取り出してテーマとして与え、これに対する意見を問い、その理由付けや批判に対する的確な反論を求めることによって、論理的な議論を展開できるかどうかを確かめるもので、柔軟な思考力、判断力、人間と社会への深い理解力を要求するものとなっており、いずれも、アドミッション・ポリシーに基づく適切な選抜方法となっている。《別添資料 2 平成 20 年度学生募集要項（一般選抜）、別添資料 33 平成 20 年度入学試験問題（一般選抜）参照》

3. A0 入試

A0 入試の面接試験においては、医師、司法書士など、社会的に特に優れた実績を有する多様な人材を確保するため、社会的に議論となっている事象をテーマとして取り上げ、その場でテーマに関する新聞記事等を読ませた上で、複数の観点から多様な質疑応答を繰り返すことによって、論理的に深く議論を展開できるかどうかを確かめるような内容であって、人間と社会に対する深い理解力を有する人材を広く一般から集めるのに相応しい適切な選抜方法となっている。《別添資料 32 平成 20 年度学生募集要項（A0 入試）、別添資料 34 平成 20 年度入学試験問題（A0 入試）参照》

4. 法学既修者認定の法律科目試験

法律科目試験においては、一般の法学部卒業程度の学力の有無を検査するため、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する論文式試験を実施しているが、これは、希望者全員に受験させた上で、一般選抜又は A0 入試に合格した者の中から法律科目試験受験者の成績上位の者を選抜する方式を採用している。したがって、一般選抜又は A0 入試において、アドミッション・ポリシーに相応しいとして選抜された者の中から、法学部卒業程度の学力を有する者が選抜されることとなっている。《別添資料 35 平成 20 年度入学試験問題（法律科目試験）参照》

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本研究科における入学者選抜においては、入学資格を有する全ての志願者が公平に取り扱われており、自校出身者に対する特別な優遇措置等は全く講じていない。入学者に占める自校出身者の割合は、概ね2割弱程度であって、合格判定の際にも、出身校との関係について特別な配慮を一切行っておらず、入学志願者の合否は、公平で公開された入学選抜試験の成績のみによって判定されている。《別添資料 2 平成 20 年度学生募集要項 (一般選抜)、別添資料 32 平成 20 年度学生募集要項 (AO 入試)、別添資料 36 合格者の出身大学一覧 (平成 16~20 年度)、別添資料 17 教授会議事録、別添資料 37 平成 20 年度入学試験合格者判定資料、別添資料 (別紙様式 2) 学生数の状況 参照》

また、本研究科においては、入学者への寄附等は一切募集していない。《別添資料 38 入学予定者への配付資料一覧 参照》【解釈指針 6-1-3-1】

【解釈指針 6-1-3-2】については、該当なし。

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

1. 本研究科の入学選抜方法

本研究科における入学者選抜は、一般選抜及び A0 入試によって実施している。

2. 一般選抜

一般選抜においては、大学入試センターが実施する法科大学院適性試験の成績のほか、筆記試験及び面接試験を実施し、さらに、外国語能力、医師や司法書士等の社会的に優れた活動実績などを考慮して算出した点数を加算点として、それらの合計点を算出しているが、旧司法試験短答式試験や法学検定試験の結果については、一切考慮していない。

直近の平成 19 年 12 月実施の一般選抜においては、法科大学院適性試験 100 点、小論文形式の筆記試験 150 点、面接試験 50 点の合計 300 点満点とし、さらに 20 点を限度に加算点を加え、その合計点数によって合否を判定している。そのうち、特に筆記試験は、あるテーマに関する異なる数種の課題文を提示し、著者の主張をとりまとめた上、異なる主張を比較しながら受験者の見解を述べさせるもので、判断力、分析力、思考力、表現力をもれなく評価できる内容となっている。

なお、学部等の成績は、点数としては考慮していないが、必要書類として提出を受け、面接試験において質問するなどしており、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等についても、優れたものであれば加算点において考慮するなどしている。《別添資料 2 平成 20 年度学生募集要項（一般選抜）、別添資料 33 平成 20 年度入学試験問題（一般選抜）参照》

3. A0 入試

A0 入試においては、上記適性試験の成績のほか、志望理由書及び活動実績説明書等の提出を求め、これらに基づき、複数の面接委員によって約 1 時間程度の面接試験を実施している。

直近の平成 19 年 9 月実施の A0 入試においては、適性試験 100 点、面接試験 200 点の合計 300 点満点として合否を判定している。そのうち、特に面接試験は、法科大学院における履修の前提として必要な判断力、分析力、思考力、表現力等を的確かつ客観的に評価するため、モチベーションに対する評価、活動実績に対する評価のほか、一定の文章をその場で読んだ上で問題点を適切に把握し、これに対する自己の意見を決めて議論を発展させる能力を判定するための問題を出題しており、受験者の能力を的確に評価できる内容となっている。《別添資料 32 平成 20 年度学生募集要項（A0 入試）、別添資料 34 平成 20 年度入学試験問題（A0 入試）、別添資料 39A0 入試実施について 参照》

4. まとめ

以上の配点に基づき、その合計点の上位から順に合格者を決定しており、法科大学院において教育を受けるために必要な適性及び能力等の的確な評価を行っている。

【解釈指針 6-1-4-1】

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本研究科では、多様な知識や経験を有する入学者を求めするため、A0 入試を実施しているほか、一般選抜においても以下のような措置を講じている。

1. 一般選抜における加算点制度

(1) 大学等の在籍者についての評価

本研究科においては、一般選抜を行うに際し、大学在籍者等の学業成績以外の活動実績や外国語能力等についても、その内容が相当なものであれば 20 点を限度として加算することとしている。例えば、英語について TOEIC、TOEFLE、国連英検等の成績、フランス語、ドイツ語等の検定試験の成績などについて加算しているほか、スポーツの全国大会における顕著な実績など、学業以外の顕著な活動実績についても考慮している。これによって、学業成績以外の多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価している。

(2) 社会人等についての評価

社会人等の多様な実務経験及び社会経験等についても、公認会計士、不動産鑑定士、司法書士、医師、薬剤師等の資格、博士号などを考慮しているほか、学会発表その他の顕著な活動実績などについても、上限を 20 点として加算点を加えている。これによって、社会人等の多様な実務経験や社会経験を適切に評価している。《別添資料 2 平成 20 年度学生募集要項（一般選抜）》【解釈指針 6-1-5-1】、【解釈指針 6-1-5-2】

2. 非法学部出身者・社会人の優先枠制度

入学選抜に当たっては、多様な学生を確保するため、非法学部出身者・社会人（3 年以上の社会的経験を有する者）について、合否判定の際に、合計点の上位 120 人（募集人員の 2 倍）の範囲で、募集人員の約 20%（12 人程度）まで、非法学部出身者・社会人を優先的に合格者とする事としており、その旨を学生募集要項において明示している。《別添資料 2 平成 20 年度学生募集要項（一般選抜） 参照》

なお、過去 3 年間の入学者選抜の結果によると、非法学部出身者・社会人の入学者に対する割合は、平成 18 年度は約 40%、平成 19 年度は約 47%、平成 20 年度は約 33% であり、これまでは上記優先枠制度を用いるまでもない状況であった。《別添資料（別紙様式 2）学生数の状況 参照》【解釈指針 6-1-5-3】

【解釈指針 6-1-5-4】については、該当なし。

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

平成20年3月末日現在の原級留置者数は、1年生12人(うち4人は3月末日付で退学)、2年生10人、3年生16人であり、休学者は、1年生5人(うち3人は3月末日付で退学)、2年生5人、3年生3人となっており、その結果、平成20年5月1日現在の在籍者数は、1年生58人、2年生70人、3年生64人、計192人となっている。これは、収容定員(各学年60人、計180人)にほぼ見合うものである。

なお、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう、休学や原級留置の原因について、チューター制度、オフィス・アワーを介して、その原因解明に努めるとともに、成績・勉学意欲の向上へと繋がるよう適切な指導に努めている。また、第7章で記載する各種サポート制度の利用を喚起するなど学生へ周知している。今後、場合によっては、退学勧告についても検討する必要があると認識している。

《別添資料(別紙様式2) 学生数の状況 参照》【解釈指針6-2-1-1】、【解釈指針6-2-1-2】

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

本研究科の入学定員は 60 人であるが、入学定員との乖離が生じないように入学辞退者数を見込んだ上で合格者を決定しており、概ね適正に運用されている。すなわち、合格者は、平成 18 年度 86 人、平成 19 年度 90 人、平成 20 年度 85 人であったが、入学者は、平成 18 年度 58 人、平成 19 年度 62 人、平成 20 年度 54 人であり、ほぼ入学定員と同数となっている。《別添資料(別紙様式 2) 学生数の状況 参照》【解釈指針 6-2-2-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

①一般選抜における筆記試験の重視

本研究科の一般選抜においては、特に筆記試験を重視しており、3時間をかけて大量の課題文を読ませ、問題文に即して自己の見解を述べさせることによって、法科大学院において教育を受けるために必要な能力及び適性を的確に判定できるように努めているが、一層効果的な選抜を行うため、筆記試験の比重をさらに高めることが適当であると判断し、平成17年から一般選抜における筆記試験の配点を100点から150点に増やすなどの工夫を行っており、一定の成果をあげているものと考えている。

②試験の組合せと試験日程の工夫

平成18年度から一般選抜における受験者の拘束時間を縮減するため、試験の組合せを工夫し、試験時間自体を変更することなく、未修者試験を2日から1日に、既修者試験を3日から2日に短縮して実施できるように改善した。その結果、適性試験の受験者が、平成18年度は平成17年度に比して約18%減少している中で、本研究科においては、平成17年度志願者188人であったのに対し、平成18年度には290人に増加している。

③A0入試における面接試験の重視

A0入試においては、面接試験を重視し、単に人物評価にとどまらず、法科大学院において教育を受けるのに必要な思考力、判断力、分析力等を的確に判断するため、約1時間をかけて課題に関する議論を行っており、入学者の入学後の学業成績等に照らしても、一定の成果をあげているものと考えている。

[特色ある取組]

○A0入試を実施していること（基準ごとの分析6-1-2）。

[改善を要する点等]

①入学者選抜の結果と入学後の学業成績との適正な相関関係の確立

これまでの入学者選抜の結果と入学者の入学後の学業成績とは、概ね適正な相関関係を保っているが、若干の入学者について入学後の学業成績が不良となっていることもまた事実である（休学者を除く原級留置者は、平成16年度5人、同17年度5人、同18年度7人、同19年度5人）。

これらの者が成績不良である主な原因は、必修科目の試験、特に論述試験の成績不良であることから、平成17年度入試においては、一般選抜における筆記試験の配点を一定程度増加したが、なお改善の余地があり得ると思われるので、今後さらに慎重に検証した上で、適切に判断したいと考えている。

②A0入試の在り方の再検討

A0入試は、本研究科の特色ある選抜方法として成果を挙げてきたが、ここ数年受験者が大幅に減少する傾向にある（受験者は、平成18年度5人、19年度1人）。また、これまでの実績ではA0入試の合格者は一般選抜においても十分に合格が見込まれる実力を有していること、一般選抜において入学者に占める非法学部出身者・社会人の割合が相当程度見込まれることなどに鑑み、その在り方を再検討したいと考えている。

③ 優秀な受験者の確保

優秀な受験者を確保するため、東京都内においても一般選抜を実施するかどうかを検討している。当面、平成 21 年度入試においては、実施方法等運用において課題があるため見送ることとしたが、今後さらに検討を重ねたいと考えている。また、優秀な志願者が経済的理由から受験や入学を断念することを防ぐとともに、入学後の勉学の励みとする趣旨から、平成 21 年度より入試成績の優秀者に対し、授業料の一部を免除する制度を拡充することとした。今後、その効果について慎重に見極めていきたい。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 入学生に対する導入ガイダンス

本研究科では、入学式当日に、「学生便覧」と「授業科目シラバス」を使用して、修了に必要な履修基準等の説明を行っている。それに引き続き、実務家教員と研究者教員とがペアとなったチューター・グループ（チューター制度については基準7-1-2を参照）ごとに、その第1回の面談を行って個々の学生の質問に応じている。

3年コース入学生（未修者）・2年コース入学生（既修者）双方に、「法システム概論」の履修を義務づけている。この授業科目においては、裁判を中心とした法システムの内部構造及び機能を、その歴史的文化的背景とともに理解させるとともに、法情報に関わる調査・整理・分析の技術についても習得できるように配慮している。また、実務家教員から法実務の実際のあり方に関する講義を通じて、1年次から実務と理論の架橋を目指す教育を行っている。《添付資料40 新入生ガイダンス等プログラム》【解釈指針7-1-1-1】、【解釈指針7-1-1-3】

2. 初習者に対する配慮

法律を学んだ経験のない者（初習者）を対象に、1年次前期の授業時間外に必修科目の担当教員が分担して、初習者質問会を設けて基本的な考え方や勉強方法の質問に応じている。これまでは未修者一般を対象としていたが、平成19年度は、初習者が気後れすることなく質問できるようにするために、当初の数回を初習者限定で開催した。概ね好評であったので、平成20年度からは「初習者質問会」として、その趣旨をより徹底して継続的な取組みとする予定である。なお、「未修者一般」に対する指導の制度としては、平成19年度から始めたサポート弁護士制度（後述）の活用を考えている。その円滑なスタートに向けて、年度初に新入生と弁護士との顔合わせをするとともに、「法律学の勉強の仕方」や「法曹となる過程での体験」を聞く機会として、平成20年度から「若手弁護士との懇談会」を設けることとした。

また、初習者の中には、法的思考に慣れるのに時間を要する者もいるので、1年次前期については、例外措置として、再試験を実施している（基準4-1-1を参照）。8月上旬の期末試験において所定のレベルに達しない者について、再度復習を促すとともに、9月上旬には「補習」を行った上で、再試験を実施することとしている。再試験は、「初習者」に限定している制度ではなく、また、不可を可（60点）に変更しうるだけではあるが、再試験に向けての復習や「補習」により初めて法律学を理解する者も「初習者」を含め少なくないことから、1年次の夏に開設する一種の「教育課程」として、今後も充実させていく考えである。【解釈指針7-1-1-2】

3. 既修者に対する配慮

2年コース入学者（既修者）に対しては、前期授業の開始直前に、理論的教育と実務的教育との架橋を図ることを意識させるため、説明内容に具体事例を織り交ぜるなどの工夫し、2・3年次に履修する科目に関するガイダンス指導を実施している。とりわけ登録上限の枠内でどのように選択科目を履修していくべきかについて各学生の相談に応じることで、修了後の各自の志望（司法試験の選択科目の希望や、理想とする法曹像に必要な能力を養成する科目の希望）を反映した選択科目の履修の助けとしている。《別添資料 39 新入生ガイダンス等プログラム 参照》【解釈指針 7-1-1-3】

4. 教育理念・目標に照らして適切なガイダンスの実施

後期の期末試験終了後には、1・2年次生を対象とする進級ガイダンスを行っている。翌年の時間割や予定表の暫定案を示して、進級後における選択科目の履修について考えさせる機会としている。ビジネス法を中心とする選択科目についても、この機会に学生からの要望を聞いている。多数の学生から修正を求める要望があれば、それを考慮して上記「暫定案」を変更する可能性もある（中間試験期間の設定などはこの過程で実現したものである）。ただ、仮進級者の再履修に伴う受講希望科目の重畳については、個別対応には限界があるが、いずれにせよ、各科目の開講時期や時間設定は、制度上の問題がない限り、できるだけ要望に応えるようにしている。【解釈指針 7-1-1-4】

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

1. チューター制度

全ての学生について、原則として研究者教員と実務家教員がペアとなるチューター・グループを作り、学习上・生活上の相談に応じている。グループを設定することにより、入学当初からグループ内での学生相互（先輩後輩の関係を含む）の交流があり、教員と学生の間にも適度な距離感を保った関係ができる。経歴を異にする二人のチューターがつくことにより、法律学の履修上や生活上の悩みについて、研究者教員と実務家教員がそれぞれの豊かな経験をもとに対応するという分担関係もできる。学生としては、相談したい事項に応じ、相談しやすい教員を自由に訪ねていける。入学時の面談をはじめとして、各学期の終了時にチューター面談を行っており、成績表を手渡した上で、評価に対する意見やその学期の反省、休暇中の計画、次の学期への展望などのほか、さまざまな意見要望等を聞くことにより、今後の授業や本研究科の管理運営面の改善にも繋げている。《別添資料 41 チューター名簿 参照》

2. オフィス・アワー

全ての教員が最低週 1 時間以上のオフィス・アワーを定め、研究室に待機して、訪問学生の質問や相談に応じることにしている。その詳細は TKC への掲載等で周知している。なお、授業終了時には、可能な限り質問に応じるよう申し合わせているほか、メール等による事前申込みを受けて、各教員は、オフィス・アワー以外でも学生の質問や相談に応じている。《別添資料 42 オフィス・アワー一覧 参照》【解釈指針 7-1-2-1】、【解釈指針 7-1-2-2】

3. 学生の意見をくみ上げる制度

学年ごとに教員とのパイプ役となる委員を設け、随時、研究科長が面談して、学生の意見動向を把握するように努めている。加えて、前後期少なくとも各 1 回は教員と学生の意見交換会を開催して、研究科長、教務委員などが出席し、要望をくみ上げている。授業の運営等については、各学期末の授業評価アンケート（無記名）に自由記述欄を設けて、意見・要望等の提出を求めている。【解釈指針 7-1-2-1】

4. 相談等のための施設

学生に対する集合ガイダンス、質問会、意見交換会は教室・演習室等を、チューター面談は教員研究室を、それぞれ使用しており、特別な施設は設けていない。これにより現状では特段の支障は生じていないが、キャパシティが許せば、アメニティにも配慮した特別の施設の設置について検討する余地はある。【解釈指針 7-1-2-2】

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

1. サポート弁護士制度

広島弁護士会の協力を得て、平成 19 年度から同会所属の若手弁護士 8 人のうちから毎週 1 人に交替で来校してもらい、学習や進路等の面での助言・補完指導等をお願いすることにした。予約した学生について、月曜日 16 時～18 時（原則として 1 人 30 分としているが、5 人程度のグループでもよく、他に予約がなければ時間延長もありうる）に研究科長室で個別に対応してもらっている。平成 20 年度からは、弁護士を 10 人に増員した上で、学生との間にできた信頼関係を維持しつつ、半数程度を順次入れ替える形で運用していく計画である。

2. 答案指導

各学期の授業時間外に答案指導の機会を設けている。基本問題の反復訓練が重要との認識のもとに、法律基本科目の担当教員（新旧司法試験考査委員を除く）が 2・3 年生を対象に問題を出題して、概ね 2 週間後に添削答案を返却して講評する。前後期とも 7 回程度実施することとしている。1 年生については、新司法試験の受験を終えた修了生の有志に依頼して、夏季休暇中に入門編の答案指導を実施している。これらの教員による指導のほかに、平成 19 年度の夏からは、「答練ネット」というメーリング・リストを作り、上記のサポート弁護士を中心に、簡単な論述問題を出題してもらい、参考答案を示しながら、コメントを出してもらう制度（Web 答練と呼称する）を試行している。

平成 20 年度からは、教員が担当する現場出題型の答案指導を前期 7 回（公法 2 回、民事法 3 回、刑事法 2 回、いずれも 2 時間もの）、後期 3 回（公法、民事法、刑事法各 1 回、4 時間もの）実施する方針で定着させるほか、「Web 答練」と「サポート弁護士制度」をリンクさせることにより、ネット上で出題し、答案の提出を受けて、それを資料としながらサポート弁護士の来校の機会に学習指導を行う仕組みを整備する計画である。

3. 修了生チューター制度の計画

平成 20 年度から、上記のサポート弁護士制度を補う形で、受験を終えた修了生に在学生のチューター役を委嘱する制度を整備する計画である。後輩を指導するための準備としての勉強が修了生にとっても基本的知識を再確認する機会となり、理解の及んでいなかった部分はサポート弁護士に指導を仰ぐことができることから、修了生とサポート弁護士の間にも交流がうまれる。このような相乗効果によって、学習支援が質的に向上することを期待している。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

1. 経済的支援

以下のような各種の奨学金・カードローンのほか、授業料免除の制度を用意している。

【解釈指針 7-2-1-1】

①独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）

平成 18 年度以降の受給実績…平成 18 年度：第一種 21 人、第二種 21 人

平成 19 年度：第一種 35 人、第二種 17 人

平成 20 年度(推薦実績)：第一種 17 人、第二種 17 人

②NPO 法人ロースクール奨学金広島

広島県内所在の法科大学院在学学生を支給対象とし、各学年 1 人ずつ、年額 60 万円が貸与される。弁護士過疎地域で開業した場合等は、奨学金の返還が免除される。なお、本研究科は、設立に協力するとともに、法務研究科長が理事の 1 人として就任している。

平成 18 年度以降の受給実績…平成 18 年度：3 人（各学年 1 人）

平成 19 年度：3 人（各学年 1 人）

平成 20 年度：平成 20 年 9 月推薦予定(各学年 1 人)

③法科大学院教育カードローン

広島市信用組合と提携し、無担保低金利で限度額 300 万円まで融資が受けられる。

平成 18 年度以降の利用実績…平成 18 年度：5 人

平成 19 年度：1 人

平成 20 年度：1 人（H20.6.10 現在）

④授業料免除

i) 広島大学授業料等免除及び猶予規則によるもの

ii) 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップによるもの

前年度の成績（1 年生は入試の成績）をもとに各学年 1 人につき後期授業料を免除。平成 21 年度から対象者を増員の予定（1 年生 10 人、2・3 年生各 3 人）。

《別添資料 43 広島大学大学院法務研究科年次報告書 参照》

2. 生活支援

以下のような体制を整備している。【解釈指針 7-2-1-2】

①健康面

東千田保健管理室において、内科医による健康診断を週 1 回、精神科医等によるメンタルヘルス相談を週 3 回実施している（予約制）。また、応急処置のため、看護師 1 人を配置している。

なお、メンタルヘルスについては、入学時のガイダンスで必ず取り上げるほか、学習上の悩みが生じ始める6月初旬に、学生、教・職員がともに合同参加して実施する精神科医による講習会を毎年継続して開催している。これは、学生にとっては、本人及び友人のメンタルケアのほか、将来法律家として活動する中で心のケアを必要とする相談者への接し方を学ぶことを、教・職員にとっては、学生への指導・助言方法等を学ぶことをそれぞれ目的としており、FD活動の一環として開催している。

②ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントに関しては、ハラスメント対策委員が1人任命されており、本学のハラスメント相談室(東広島キャンパス、霞キャンパスに設置)と連携して問題に対処している。相談希望者がメール、電話及び手紙等により直接相談を申し込むことも可能であり、その利用方法の詳細は、本学ホームページに掲載されている。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本学においては、身体等に障害のある者を受入れ、就学等の支援を積極的に行うという理念に基づき、入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するため、「広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則」を制定し、全学として組織的な支援体制が整備されている。

全学の障害学生就学支援委員会には、全部局から委員が参画し、「教育を受ける機会均等を保障すること」、とりわけ、障害のある学生へのきめ細かな対応をその重要な柱として位置づけ、全学体制で取り組んできている。《別添資料 44 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則 参照》

平成 20 年度からは、障害学生就学支援委員会とボランティア活動室を基盤とした運営組織を改編し、新たにアクセシビリティセンターを開設して、更なる支援の充実を目指している。

1. 受験時の対応

支援に関する規則に基づき、「身体等に障害のある者の入学者選抜及び就学等に関する相談の指針」を定め、出願受付開始日の一定期日までに「試験前相談」を行い、等しく受験機会を確保し、相談に応じた入学試験の特別措置を実施している。

各学部・研究科の学生募集要項では、(資料 7-1) のとおり志願者に対して事前相談に関する事項を明記している。【解釈指針 7-3-1-1】

資料 7-1 VI 身体に障害のある者の出願

身体に障害のある志願者で、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする者は、次の事項を記載した申請書(様式は定めません。)を平成 19 年 10 月 5 日(金)までに東千田地区学生支援室へ提出し、相談してください。

～ 省 略 ～

(出典：平成 20 年度学生募集要項(一般選抜))

2. 障害学生のための施設・設備

設備としては、各建物棟の入口のスロープ、エレベーター、身障者用トイレを整備しており、校舎自体がバリアフリー構造になっている。屋外の駐車場には、5 台の専用駐車スペースを確保整備しているほか、各講義室には、障害者専用机を配置している。《別添資料 45 東千田キャンパス構内配置図 参照》

なお、身体に障害のある学生が在籍することになった場合は、全学的なコーディネーターを行っているアクセシビリティセンターの指導に基づき、施設・設備を充実させる体制となっている。【解釈指針 7-3-1-2】

＜建物別 エレベーター・身障者用トイレ設置状況＞		
	エレベーター	身障者用トイレ
東千田総合校舎	1基	2箇所
東千田校舎	1基	1箇所
共用施設 B 棟	1基（身障者用リフト）	1箇所
共用施設 C 棟	無	無

3. 修学時の対応

「身体等に障害のある者の入学者選抜及び就学等に関する相談の指針」に基づき、入学後に必要とされる就学等の特別な措置や配慮について、具体的な措置を明らかにし、その準備を速やかに開始することとしている。また、入学後に支援の申請が出された場合も、合格後相談を実施して特別な措置や配慮を行うこととしている。

入学後の試験等についても、支援に関する規則に基づき、「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）」を定め、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないよう配慮している。

本研究科では、現在までのところ、特別な対応を必要とする身体に障害のある学生は在学していないので、具体的な支援を実施するに至っていない【解釈指針7-3-1-3】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

1. 実務科目における情報提供

本研究科に所属する実務家教員が担当する以下の授業において、学生が将来の職業イメージ（弁護士、検察官等）を得られるような情報提供に努めている。

法システム概論、法曹倫理 1・2、民事訴訟実務基礎、刑事訴訟実務基礎、法文書作成、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、ローヤリング。【解釈指針 7-4-1-1】

2. 裁判官による講演会の実施

平成 16 年度は、広島高等裁判所長官（龍岡資晃 氏）、平成 17 年度には、広島高等裁判所事務局長（大段 亨 氏）を招聘し、講演会を実施した。平成 18 年度以降は、双方の日程の都合により実施できなかったが、今年度は開催できるよう計画中である。【解釈指針 7-4-1-1】

3. 実務家によるチューター制度

7-2 で記載したとおり、学生 1 人に対し 2 人のチューターを任命しているが、その組合せについては、原則として実務家教員と研究者教員とがペアとなるように配置し、学生の相談時においても、職業選択の情報等を提供できるような体制をとっている。【解釈指針 7-4-1-1】

4. 法曹以外の進路

法曹以外の進路を選択する学生の便宜のために、国家公務員試験に関する資料等を整備し、情報提供を行っている。

また、法科大学院在学学生及び修了生の就職支援サイト「ジュリナビ」（平成 19 年度専門職大学院等教育推進プログラム事業：幹事校 明治大学）に参加し、法曹を採用したい法律事務所に加え、法律専門職人材を採用したい一般企業、官公庁、NPO 等の求人情報について、ウェブサイトを通じて提供し、就職支援を行う。【解釈指針 7-4-1-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

①きめ細かい学習・生活支援

学生の学習や生活面での諸問題に対応する体制として、原則として研究者教員1人と実務家教員1人の計2人がチューターとなり、相互に補いあいながら、学生からの相談に応じている。また、教授会やFDで各学生に関する情報交換に努めており、全教員が学生1人1人の状況を把握して個別に対応できる体制となっている。

②多様な学習支援

学生の学力増進を図るため、授業時間外においても、初習者質問会、サポート弁護士による就学指導、答案・各種法文書作成指導等の多様な学習支援を行っている。

[特色ある取組]

①研究者教員と実務家教員がペアとなりグループ学生を指導するチューター制度を実施していること（基準ごとの分析7-1-2を参照）。

②学生及び教職員を対象とするメンタルヘルス講習会を毎年実施していること（基準ごとの分析7-2-1を参照）。

[改善を要する点等]

①小規模ゆえの問題への対応

本研究科は教員定員19人という小規模であることから、教員と学生が相互に「顔のわかる」緊密な関係を構築できる反面、相互の人間関係が崩れると逃げ道がないともいえる。そのような事態に対応するためにも、より一層きめ細かい支援体制の構築につき検討する必要があると考えている。

②学習支援体制の拡充

サポート弁護士制度の運営については、若手弁護士の半ばボランティア的な協力を頼っている面がある。本制度の継続及び更なる支援の拡充を図るためには、将来的には本研究科出身弁護士による協力体制を確立し運営することが望ましいと考えている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

平成20年4月現在、1学年の学生定員60人、全体の収容定員180人に対し、研究者教員12人、実務家教員7人、計19人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者18人）の専任教員を配置しているほか、15人の非常勤講師（兼任教員3人、兼任教員12人）を委嘱し、本研究科における教育課程に応じ必要な教員を配置している。なお、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（文科省告示第53号）第1条第1項の要件によると、本研究科の最低限必要な専任教員数は12名であるが、これを上回る19名を配置している。

これらの教員は、それぞれの専門分野において、十分な業績と能力を有しており、本研究科での教育上必要な教員が確保されているものと認識している。

これらの教員の最終学歴及び主な経歴等を本研究科ウェブサイトに掲載しており、理論と実務を架橋する法学専門教育を展開するため必要な高度の教育指導能力を有していることを示す資料として広く学外に開示している。このほかにも専任教員については、毎年度の教育・研究上の業績を「教育研究活動報告」として紀要『広島法科大学院論集』に掲載し公表している。

《別添資料(別紙様式3)教員一覧、別添資料46 広島法科大学院論集 参照》【解釈指針8-1-1-1】

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本研究科では、(表 8-1) に示すように、高度の教育上の指導力を有する専任教員を配置している。

これら教員の業績・経歴・経験情報等については、研究科パンフレット、研究科ホームページ、紀要『広島法科大学院論集』及び本学ウェブサイト内のデータベースである広島大学研究者総覧により開示している。《別添資料(別紙様式3)教員一覧・教員分類別内訳、別添資料1 研究科パンフレット 参照》【解釈指針 8-1-2-1】、【解釈指針 8-1-2-2】、【解釈指針 8-1-2-3】、【解釈指針 8-1-2-4】

(表 8-1) 専任教員配置表

(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の実績を有する者	12 人	岡本、野田、神野、片木、周田、田邊、緒方、小田、門田、赤坂、佐伯、平野
(2) 高度の技術・技能を有する者	5 人	小濱、佐藤、大迫、大久保、久保
(3) 特に優れた知識及び経験を有する者	2 人	木下、小梁

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

教員の採用及び昇任については、本学全体に共通する規則として、「広島大学職員任免規則」が定められており、その第5条(資料8-2)において、教育研究評議会の議を経て学長の定める基準により、教授会等の議を経て大学が行う旨規定されている。

また、「広島大学教員選考基準規則」では、教授・准教授・講師・助教・助手の各資格についての基本的な基準が定められ、同規則第8条(資料8-3)において、この規則に定めるもののほかに必要な事項は当該部局で定めることができることとされており、本研究科は、教員の教育上の指導能力等をより適切に評価するため、「広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規」を制定し、また、教員選考手続きに関し必要な事項については、「広島大学大学院法務研究科教員選考細則」を制定し体制の整備を行っている。なお、教員の採用に関しては、公募による選考を原則としている。

専任教員採用の具体的な手続きについては、まず、法務研究科長が教授会で人事発議を提案し、その決議により開始される。次に教授会で3人の教授で組織する選考管理委員会が設置される。当該選考管理委員会は、「広島大学教員選考基準規則」、「広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規」に基づく審査を行い、選考経過及び結果について、関係資料とともに教授会へ報告し、教授会で審議を行い投票により教員候補者が決定される。選考管理委員会では、教育を担当するにふさわしい指導能力等を評価するために、応募資格として「大学または大学院において5年以上の教育経験があること」を課し、提出書類に教育歴を記載した文書の提出を義務づけており、選考管理委員会は、書面審査および、面接により応募者の適格性を確認している。

みなし専任教員の採用にあたっては、広島弁護士会との「広島大学法科大学院における広島弁護士会との連携・協力に関する協定書」に基づき、広島弁護士会から適格者の推薦を受けることとしており非公募で候補者を選出しているが、上記と同様に選考管理委員会を設置し、選考経過及び結果を関係資料とともに教授会へ報告し、教授会での審議により適正な採用に努めている。

なお、非常勤講師(兼担・兼任教員)の選任に関しては、採用手続きに関する規程等は設けていないが、経歴・業績等の資料の提出を求め、上記の教員選考手続きに準じて、教授会へ選考を付議し、適正に採用するよう努めている。

教員の昇任については、本研究科の設置当初は全教員が教授をもって構成されていたことから昇任選考の必要はなかったが、その後の教員の交代等による必要に対応して、平成20年1月に「広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規に関する運用について」を定め、体制を整備した。

《別添資料 47 広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規、別添資料 48 広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規に関する運用について、別添資料 49 広島大学大学院法務研究科教員選考細則 参照》

資料8-2 「広島大学職員任免規則（抜粋）」

第5条 大学教員の採用及び昇任のための選考は、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て学長が定める広島大学教員選考基準規則（平成16年4月1日規則第82号）及び広島大学における教員選考についての基本方針（平成16年4月1日学長決裁）により、当該教員が所属することになる部局等の教授会（教授会を置かない部局等にあっては、これに代わる機関。以下同じ。）の議を経て、大学が行う。

（出典 広島大学規則集）

資料8-3 「「広島大学教員選考基準規則」（抜粋）」

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、部局等の教員の選考基準に関し必要な事項は、各分野の特性や実状に応じて各部局等が定めるものとする。

（出典 広島大学規則集）

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

1. 専任教員数

本研究科は、「法務専攻」の1専攻のみで設置された組織である。

平成20年4月現在、本研究科における専任教員の現員数は19人（8-1で記載したとおり設置基準上の専任教員に当たる者18人）で、そのうち教授16人、准教授3人の構成による配置となっている。19人の専任教員のうち4人が本学法学部に属している（いわゆる「専・他」）が、本研究科では、4人までが設置基準上認められており、基準を満たしている。なお、この状況については、平成25年度までに段階的に全てを解消すべく法学部と調整中である。

専任教員数について、専門職大学院設置基準で定められている最低限必要な専任教員数は12人（算式A及びBのとおり）であるが、本研究科は、基準を上回る19人の専任教員を配置し、教育の理念及び目的を実現するための体制を整えている。

A	研究指導教員数5人（法学系）	$\times 1.5 = 7.5$ 人	→切り捨て	7人
	＋研究指導補助教員数	5人	→	5人
	専任教員数			12人

B	収容定員：入学定員	60人	$\times 3$	=180人
	÷研究指導教員1人当たりの学生収容定員：	20人	$\times 3 \div 4 =$	15人
	専任教員数	180	$\div 15$	12人

《別添資料(別紙様式3)教員一覧 参照》【解釈指針8-2-1-1】、【解釈指針8-2-1-2】、【解釈指針8-2-1-5】

2. 法律基本科目への専任教員の配置

下表（表8-4）のとおり、憲法2人、行政法1人、民法3人、商法2人、民事訴訟法1人、刑法1人、刑事訴訟法1人の計11人の専任教員を配置し、すべての基本科目について当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。

《別添資料(別紙様式4)科目別専任教員数一覧 参照》【解釈指針8-2-1-3】

(表 8 - 4)

科目区分	区 分	教 員 名
法律基本科目	憲法	門田、赤坂
	行政法	佐伯
	民法	岡本、野田、神野
	商法	片木、周田
	民事訴訟法	田邊
	刑法	小田
	刑事訴訟法	大久保

【解釈指針 8 - 2 - 1 - 4】については該当なし

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

1. 科目ごとのバランスのとれた配置

専任教員は、法律基本科目に 11 人（前掲表 8-4）、基礎法学・隣接科目に 2 人、展開・先端科目に 3 人（表 8-5 中*が該当）を配置している。なお、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の一部は法律基本科目を担当する教員も担当している。《別添資料(別紙様式 3)教員一覧、別添資料(別紙様式 4)科目別専任教員数一覧 参照》【解釈指針 8-2-2-1】

(表 8-5)

科目区分	教員名	授 業 科 目 名
基礎法学・ 隣接科目	*平 野	法システム概論、法的思考法、レトリック理論、法理学
	田 邊	外国法（英米）
	*木 下	金融論
展 開・ 先端科目	*木 下	金融システム法、金融取引法、先端金融法
	*小 梁	国際取引法、国際民事訴訟法、倒産処理法 1
	*緒 方	労働契約法、労使関係法、雇用関係法、社会保障法
	片 木	企業金融法、金融商品取引法

2. 年齢構成のバランス

専任教員の年齢構成は、(表 8-6) のとおりでありバランスがとれている。

(表 8-6)

年齢層	人数	教 員 名
30～39 歳	4 人	赤坂、神野、緒方、野田
40～44 歳	0 人	
45～49 歳	7 人	小田、周田、小濱、門田、岡本、佐伯、久保
50～54 歳	4 人	片木、大迫、田邊、大久保、
55～59 歳	4 人	平野、小梁、木下、佐藤

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

専任教員 19 人 (うち、設置基準上の専任教員に当たる者 18 人) 中、実務家教員は 7 人 (うち、設置基準上の専任教員に当たる者 6 人) であり、必要とされる実務家教員数 (専任教員の 2 割程度) を大きく上回っている。実務家教員は、いずれも専攻分野における 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であり、その実務経験と関連する授業科目を担当している。専任実務家教員の実務経験および担当授業科目の内訳は、(表 8-7) のとおりである。《別添資料(別紙様式 3)教員一覧・教員分類別内訳 参照》【解釈指針 8-3-1-1】、【解釈指針 8-3-1-1】

(表 8-7)

区 分	人数	担 当 授 業 科 目
検察官出身	1 人	刑事訴訟法、刑事手続法、刑事訴訟実務基礎、刑事法総合演習
弁護士出身	4 人	法文書作成、ローヤリング、民事法総合演習、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、法システム概論、法曹倫理 1、法曹倫理 2、民事訴訟実務基礎、刑事訴訟実務基礎、刑事法総合演習
銀行出身	2 人	金融論、金融システム法、金融取引法、先端金融法、国際取引法、国際民事訴訟法、倒産処理法 1

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

7人の実務家専任教員(うち、設置基準上の専任教員に当たる者6人)の、実務経験別内訳は、検察官出身1人、弁護士出身4人(みなし専任教員3人を含む)、銀行出身2人である。その内、法曹としての実務経験を有する者は5人であり、3分の2を上回っている。

また、実務家みなし専任教員の取扱いについては、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(文科省告示第53号)第2条第2項により算出すると、本研究科では2人までが設置基準上の専任教員として認められる。これにより設置基準上の専任教員に当たる者6人を基準として検証した場合には、法曹としての実務の経験を有する者は4人となり、この場合も基準8-3-2を満たしている。

なお、本研究科のみなし専任教員3人(うち、設置基準上のみなし専任教員に当たる者2人)は、いずれも年間6単位以上の授業科目を担当しており、教授会の構成員である。《別添資料(別紙様式3)教員一覧・教員分類別内訳 参照》

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

本研究科では、必修科目として 34 科目 (68 単位) を開講しており、その全授業科目を専任教員が担当している。また、必修科目以外についても、本研究科が教育目的として重視している、法曹倫理、ビジネス法とりわけ金融法関連科目は原則として専任教員が担当している。《別添資料 (別紙様式 1) 開講授業科目一覧 参照》【解釈指針 8-4-1-1】

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

本研究科の専任教員の授業負担は、大半が年間 20 単位以下である。一部の教員は、法学部での兼担等により 20 単位を超えて授業を担当しているが、すべて 30 単位以下に収まっている。《別添資料（別紙様式 3）教員一覧・教員分類別内訳 参照》【解釈指針 8-5-1-1】

なお、一部の教員の授業負担が多い理由としては、次のような事情がある。

- ① 本研究科の授業科目には、複数教員が共同で授業を実施するものが多数ある。これらはオムニバスで行うのではなく、よりきめ細やかな指導を実施するため複数教員が毎回出席し実施しているものである。
- ② 本研究科の設置については、法学部の教員を母体として措置した経緯がある。このため、一部の教員は同学部と兼担せざるをえないこと（同学部の昼間コースは東広島市、夜間主コースは広島市で授業）また、地方の大学にとっては、他に適当な非常勤講師を身近で確保することが困難な状況にあること。
- ③ ②と同様に、本研究科設置以前の研究科である社会科学研究科法律学専攻（現、法政システム専攻）の博士課程後期の学生に対しては、研究指導を継続しなければならないこと。

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

教員による入念な授業準備とそれを裏づける研究活動があつてこそ、教育の質が向上することは言うまでもなく、本研究科では、授業に支障のない限り、研究専念時間や研修の申し出には可能な限り配慮するようにしている。なお、広島大学全体としても、平成 19 年 1 月にサバティカル研修制度が創設されたことから、本研究科におけるその実現可能性について改めて研究科長室会議で検討を行ったが、現時点では、以下のとおりの結論に至っている。

すなわち、通常教育・管理運営業務を免除して、研究に専念できる期間としてのいわゆるサバティカル・イヤーの実施については、本研究科のように専任教員数が少なく、専任教員の中に同じ法分野を専門とする教員を複数配置する余裕がない小規模の法科大学院では採用が困難である。とくに法律基本科目はすべて専任教員が担当し、しかも、その担当教員間での連携により全教育体系が構築されているため、1 人の教員がその年度の授業を休止すれば、たちまちカリキュラム全体に影響が出てしまい、さりとて非常勤講師による授業で簡単に代替できるものではない。また、法律基本科目以外についても、適格な非常勤講師を見つけることは困難である。さらに、本研究科では、きわめて厳格な積上げ方式でカリキュラムが組まれているため、履修年次や履修期を臨時的に安易に移動させることも不可能である。

とはいえ、上記のように教員に研究専念期間を確保する必要があり、サバティカル・イヤーの導入は無理としても、それに準ずるような研究専念期間を捻出するにはどうすればよいか、そのための可能な方策は何かについて、引き続き検討している。

なお、本研究科の教員は、教育に専心する傍らで、理論と実務を架橋するという観点から、研究活動にも取り組んでおり、その成果は本研究科の紀要(『広島法科大学院論集』)等に発表されている。紀要については、すでに 4 号までが刊行されており、総計 39 件の論説・翻訳などが掲載されている。《別添資料 50 平成 18 年度第 23 回研究科長室会議議事録 参照》

基準 8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-5-3 に係る状況)

本研究科では、「法律相談事例を活用した実務基礎教育の充実」をテーマとして、平成 16 年度に文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費を獲得した。

これにより平成 17 年度に附属リーガル・サービス・センター (LSC) を設置し、LSC の専任スタッフとして法学修士号を有する非常勤職員 (教務補佐員) 1 人を配置している。同職員は、法律相談の受付事務、相談者から聞き取った内容から相談を担当する弁護士へ事前に配布する相談内容資料の作成、相談事例の整理・データ蓄積の作業、それらを基にして開発する教材作成の準備等を行っている。

LSC では、毎週 1 回定期的に無料法律相談会 (年間約 250 件の相談案件に対応) を開催し、多くの実績を挙げるとともに、以下のように、本研究科の臨床教育における基盤施設としても大いに活用されている。

すなわち、上記の非常勤職員 (教務補佐員) は、学生が法律相談を行うリーガル・クリニックにおける法律相談案件の確保等にも関与しており、授業の円滑な実施に貢献している。また、同職員は、LSC に蓄積された各種の法律実務資料・視聴覚教材等をもとに、教員や学生からの紛争事例等に関する資料請求・照会等に対応している。

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

- ①法曹養成に必要な教育また実務経験及び学識・能力を備える教員を年齢に偏りなく配置しており、学生の求める教育的な需要に応える体制をとっている。
- ②ビジネス法に強い法曹を養成するとの本研究科の教育目的のために法曹以外の実務家教員を適切に配置している。
- ③特に実務家みなし専任教員数については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（文科省告示第53号）による基準を上回る3人の実務家（弁護士）を配置している。

[特色ある取組]

- 経験豊富な実務家教員を多数配置していること（基準ごとの分析8-3-1を参照）。

[改善を要する点等]

- 本研究科の教員定員（19人）については、全学の定員配分ルールにより定められており、その構成内訳は、「部局配置定員18人」と「学長裁量による期限付き配置人員1人」である。教育の理念及び目的を実現するためには、よりきめ細かな教育指導を展開することが必要であり、その一環として、裁判官を教員として任用することが必要であると考えており、そのためにも、教員を増員する必要がある旨、外部評価委員会でも指摘されたところである。現在の教員数は、現状の教育水準を維持するためには最低限の人数であり、上記のように増員が是非とも必要であること、また、同程度の学生定員を有する他の法科大学院との比較においても少なすぎると考えられることなどについて、全学の理解を得たうえで、期限付き配置人員の定員化を実現するとともに、さらに所要の教員増をはかり、サバティカル・イヤーの運用を含めて、教育・研究に余裕を持って臨めるような体制を整備する必要があると考えている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本研究科では、以下のような独自の運営組織を有している。《別添資料 51 広島大学大学院法務研究科運営内規、別添資料(別紙様式3)教員一覧・教員分類別内訳、別添資料 52 運営組織一覧 参照》【解釈指針9-1-1-1】

1. 教授会

本研究科の管理運営等に関しては、必要な事項を法務研究科運営内規に定め、研究科長、副研究科長、研究科長補佐、及び教授により教授会を組織し、下記の事項を審議することとしている。教授会の運営に関する必要な事項は法務研究科教授会内規において定めている。

なお、教授会の構成員については、「広島大学大学院法務研究科教授会内規」第2条4号(資料9-1)において教授と定めており、教授である3人のみならず専任教員も教授会構成員として、本研究科の運営全般に関し責任を担っている。また、准教授についてはオブザーバーとして教授会へ出席できるよう申合せ(資料9-2)を行い運営している。(平成16年度19回、平成17年度19回、平成18年度23回開催、平成19年度22回開催)《別添資料 53 広島大学大学院法務研究科教授会内規、別添資料 54 広島大学大学院法務研究科教授会内規に関する申合せ 参照》【解釈指針9-1-1-1】、【解釈指針9-1-1-3】、【解釈指針9-1-1-4】

- ・ 中長期目標・中期計画、年度計画における教育、研究等に関する事項
- ・ 教員の人事に関する事項
- ・ 学生の受入れ、学生の身分、学位の授与に関する事項
- ・ 教育課程、研究活動、社会貢献に関する事項
- ・ 諸規程の制定及び改廃に関する事項、等

2. 研究科長室

本研究科の管理運営を迅速かつ効率的に行うため、研究科長の下に研究科長室を設置し、研究科長、副研究科長、講座主任、研究科長補佐により構成する科長室会議において、法務研究科の将来計画等を含む重要事項について企画・立案を行うとともに、教授会を直接的に支援している。

(平成16年度10回、平成17年度12回、平成18年度27回、平成19年度29回開催)

3. 研究科長

広島大学部局運営規則第3条（資料9-3）により、各部局に部局長を置くこととされ、本研究科には研究科長が任命されている。【解釈指針9-1-1-2】

4. 研究科内委員会

本研究科の運営をより円滑に行うため、教授会の下に次の委員会等を設置している。

①評価委員会（委員2人）：自己点検・評価に関する事項の検討。

（平成16年度6回、平成17年度7回、平成18年度7回、平成19年度7回開催）

②入試委員会（委員2人）：入試に関する事項の検討。

（平成16年度8回、平成17年度13回、平成18年度12回、平成19年度12回開催）

③教務委員会（委員4人＜平成20年度から2人増員＞）：教務に関する事項の検討。

（平成16年度13回、平成17年度22回、平成18年度20回、平成19年度20回開催）

④人事評価委員会：本学の教員の個人評価の実施動向を勘案し、平成20年度以降に設置検討予定。

⑤図書委員（1人）：図書に関する事項の検討。

⑥外部評価委員会（学外有識者4人）：本研究科の自己点検・評価の検証。平成19年度設置、2回開催）

資料9-1 「広島大学大学院法務研究科教授会内規（抜粋）」

（組織）

第2条 教授会は、次に掲げる構成員で組織する。

（1）研究科長

（2）副研究科長

（3）研究科長補佐

（4）教授（前3号に規定する者を除く。）

（出典 広島大学大学院法務研究科規則集）

資料9-2 「広島大学大学院法務研究科教授会内規に関する申合せ」

○広島大学大学院法務研究科教授会内規に関する申合せ

平成19年3月19日

研究科長決裁

法務研究科の教授以外の専任教員は、教授会にオブザーバーとして出席することができるものとする。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

（出典 広島大学大学院法務研究科規則集）

資料9-3 「広島大学部局長運営規則（抜粋）」

第2章 部局運営組織

（部局長）

第3条 部局に当該部局における業務を掌理するため、部局長を置く。

（出典 広島大学規則集）

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

広島大学では、平成 16 年度の国立大学法人化の機会に事務機構改革が行われ、教学及び経営の両面にわたる新しい大学運営体制を整備し、それを円滑に行うためのサービス業務や教育研究支援業務を重視し、新しい大学運営に直接関与するという視点からの人員配置が行われた。

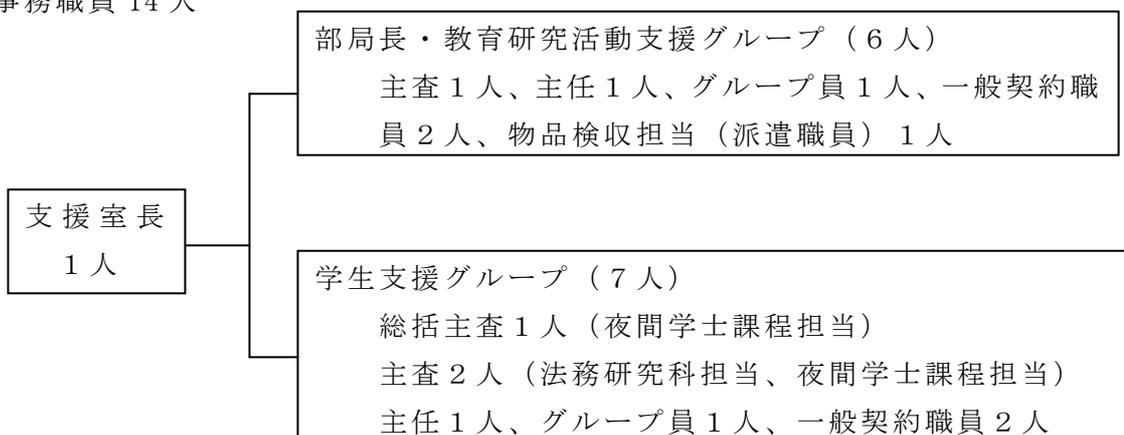
1. 事務体制

国立大学法人化と同時に新設された本研究科の管理運営のために、以下の事務組織図のとおり事務体制が整備され、「広島大学東千田地区支援室」として職員が適切に配置されている。【解釈指針 9-1-2-1】

- 支援室長・・・東千田キャンパスの事務組織の責任者
- 部局長・教育研究活動支援グループ（6人）
法務研究科長の支援および教員の教育研究活動の支援を行うスタッフ。
- 学生支援グループ（7人）
東千田キャンパスの学生を支援するスタッフ。
- 所掌する業務・・・・・・・・資料 9-4 のとおり

<東千田地区支援室事務組織図>

事務職員 14 人



資料 9-4 所掌する業務内容

1. 部局長・教育研究活動支援グループ

- ・法務研究科長の業務における企画立案及び執行に関すること。
- ・法務研究科の運営にかかる総務、人事及び予算等に関すること。
- ・法務研究科及び社会科学部研究科（マネジメント専攻、社会経済システム専攻（ファイナンスプログラム）、附属地域経済システム研究センター）、法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースの教員の教育研究活動支援に関すること。

2. 学生支援グループ

- ・法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースの学生支援及び教務・業務に関すること。
- ・社会科学研究科のマネジメント専攻の学生支援及び教務・入試業務に関すること。
- ・社会科学研究科の社会経済システム専攻（東千田地区）の学生支援業務に関すること。
- ・法務研究科の学生支援及び教務・入試業務に関すること。

（出典：広島大学業務分掌規則より抜粋）

2. 職員の能力向上

本学においては、業務体制を検証し改善を図るため、バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法によるPDCAサイクルの仕組みを導入することとし、平成19年度から全学的に試行を始めたところであり、これにより、効率的な業務計画・業務分担が実現され、計画の確実な実行と業務の見直し改善へとつながる効果が期待されている。

また、目標管理の試行に呼応して、職員個々の能力向上度や業務の達成度を検証する新たな人事評価制度が全学的に導入された。評価方法は、職位ごとに求められる能力要件を評価視点として設定し、能力の発揮度を評価する「能力評価」と、担当する業務の達成度を評価する「業績評価」となっている。結果を適正に評価し、人材の育成、適材適所への配置、業務改善、人事面での参考資料に活用することにより、職員のモチベーションの向上、組織の活性化等を意識した、職員の能力向上を促す体制となっている。

このような全学的方針の下で、本支援室では、「学習と成長の視点」から、スキルの向上を目的とした戦略テーマを設定し、全学SD研修をはじめとする各種研修等への積極的な参加や通常業務を通じて行うOJTなど、職員個々の能力向上に努めるとともに、教職員一体型の研究科運営体制の構築に努めている。《別添資料55 バランス・スコアカードを用いた目標管理（平成19年度）、別添資料56 職員研修実施状況、別添資料57 能力評価・業績評価 参照》【解釈指針9-1-2-2】

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

1. 予算

本学の予算については、広島大学会計規則第10条(資料9-5)に基づき、学長が予算編成方針を策定し、財務会計処理細則に定める予算科目に年度計画予算の範囲内で編成される。

本研究科へは、上記の編成予算のうち基盤教育費、基盤研究費、及び管理的経費等の各項目にそれぞれの積算基準により算出された予算額が措置されるが、本研究科へ配分される基盤教育費(大学院基盤教育費)における学生当りの積算基準単価の160千円は、他の研究科(文系)の133千円と比較して高い単価設定となっている。このことについては、法科大学院の教育環境等の充実に配慮されたものであると認識している。

このほか、法科大学院における教育・研究活動をより充実した内容で実施するために必要となる資金については、学内の「学長裁量経費」、「臨時経費」等を有効に活用するとともに、外部資金を獲得するため積極的に補助金等へ応募申請している。

学長裁量経費により、平成16年度は、学生自習室の整備拡充、図書充実費、17年度は、可動式模擬法廷設備の整備、自習室の増設に係る什器類の整備、ホームページの充実が実現した。また、追加予算配分以外で17年度末に、自習室増設工事、福利厚生施設拡張工事が実施された。

本学では、定期的に学長と部局長(研究科長)、及び学長と支援室長とがグループ毎に会して、本学の運営に係る事項等を直接話し合う意見交換会が開催されている。その機会を活用して、本研究科の財政上の意見や要望を学長へ直接伝えている。

平成16年度以降の本研究科の予算配分額については、(表9-6)のとおりであり、本研究科の教育活動等を適切に実施するために必要な経費が配分されている。《別添資料58平成19年度予算書、決算書 参照》【解釈指針9-1-3-1~3】

資料9-5「広島大学会計規則(抜粋)」

第2章 予算

(予算)

第10条 学長は、年度計画に基づき、当該年度における収支計画及び資金計画を作成するとともに、予算を作成するものとする。(出典 広島大学規則集)

(表9-6) 単位：千円

年 度	予算配分額	学長裁量経費等 追加配分予算額
平成16年度	34,642	10,000
平成17年度	43,518	13,260
平成18年度	49,414	463
平成19年度	52,742	2,200

2. 外部資金

平成16年度から18年度までの3年間、文部科学省補助金「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に基づく大学改革推進等補助金を獲得し、本研究科における教育活動等の充実を図った。平成19年度には、2年間の事業予定で「体験と共感による創造的紛争解決能力の養成」研究プロジェクトを企画し、「専門職大学院等教育推進プログラム」へ応募したが、不採択となった。その後、事業計画案を見直し、法律相談等の実務教育において模擬クライアントを活用し「コミュニケーション能力」を育成することに主眼をおいた「法曹コミュニケーション能力育成方法の開発」研究プロジェクトを企画し、平成20年度の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」へ応募したところである。なお、これまでの外部資金獲得状況は、(資料9-7)のとおりである。【解釈指針9-1-3-2】

資料9-7 平成20年度「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」申請書(抜粋)

〔プログラム名：法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム〕

(資金額) 29,354千円

(選定年度) 平成16年度 (申請区分) 広島大学単独

(取組名称) 法律相談事例を活用した実務基礎教育の充実

(取組の概要) 本学法務研究科に付置するリーガル・サービス・センター(LSC)の活動を多面的に活用し、実務基礎科目(「リーガル・クリニック」,「民事訴訟実務基礎」,「民事法総合演習」,「法文書作成」,「ローヤリング」など)の教育を充実し、ビジネス法分野に強い法曹の養成という目標に相応しい内容とする。

〔プログラム名：法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム〕

(資金額) 10,194千円

(選定年度) 平成16年度 (申請区分) 名古屋大学との共同

(取組名称) 実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト

(取組の概要) 名古屋大学を主幹事校として、法曹としての実務技能教育を複数の法科大学院で共同開発することとした。

〔プログラム名：専門職大学院教育推進プログラム〕

(資金額) 4,000千円

(選定年度) 平成19年度 (申請区分) 名古屋大学との共同

(取組名称) 実務技能教育指導要綱作成プロジェクト

(選定取組の概要) 前回の平成16年度専門職大学院形成支援経費によって開発し、蓄積してきた法曹実務教育教材および法曹実務教育方法論などをもとに、法科大学院における模擬裁判、ローヤリング等の実務技能教育に関して、教育方法や評価方法に関する指導要綱(ティーチング・マニュアル)、補助資料の映像資料(DVD教材)を作成し、法科大学院における法曹実務技能教育の基礎を確立する。

(出典 過去の選定状況)

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本研究科では、広島大学が大学法人として行うこととされている自己点検・評価に加え、法科大学院の認証評価機関が行う評価において求められる自己点検・評価を以下のとおり行っている。

本研究科は、基準 9-1-1 で前述したとおり、自己点検・評価を実施する責任主体として評価委員会を設置し、同委員会は、研究科長、副研究科長、研究科長補佐、教務委員、入試委員、図書委員と有機的に連携して、適切な自己点検・評価を行うよう努めている。

これまで平成 18 年度には大学評価・学位授与機構の予備評価を実施するに当たり、自己点検・評価を実施した。また、同年、広島大学大学院法務研究科年次報告書を刊行し、本研究科ウェブサイト上で公表した。

平成 19 年度には、新たに外部評価委員会を設置・開催し、その評価結果について、「自己点検評価書」、「外部評価委員の意見書」、「関係資料」を、本研究科ウェブサイト上で公表している。<http://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/syoukai/hyoka/index.html> これらについては、「自己点検・評価報告書」として刊行し、近日中に関係各所へ配布する運びとなっている。更に、「広島大学大学院法務研究科年次報告書」についても、内容を更新し、本研究科ウェブサイト上で公表している。なお、外部評価委員会の詳細については、基準 9-2-4 において記載する。

《別添資料 43 広島大学大学院法務研究科年次報告書、別添資料 59 平成 20 年 3 月自己点検・評価報告書 参照》

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9-2-2 に係る状況)

本研究科は、2人の評価委員からなる評価委員会を設置している。同委員会は、認証評価基準を参考に評価項目を設定し、各項目に関連する活動を所掌する教務委員会、入試委員会、図書委員、支援室等(基準 9-1-1 参照)から活動の実情等の報告を求め、その検証を行っている。同委員会は、これらをもとに自己点検・評価結果を取りまとめ、研究科長室会議(基準 9-1-1 参照)に報告するとともに、必要な調整等を行うこととしている。《別添資料 60 広島大学大学院法務研究科評価委員会細則 参照》【解釈指針 9-2-2-1】

基準 9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9-2-3 に係る状況)

上述の体制で取りまとめられた自己点検・評価結果については、教授会に報告するとともに、改善を要する事項については、その内容に応じて、教務委員会、入試委員会、図書委員、支援室等の機関が具体的な改善案の検討を行い、そのうえで、FD 会合および教授会において、全教員参加の下で、合意形成を図ることとしている。【解釈指針 9-2-3-1】

なお、これまでに講じた主な改善策には、次のようなものがある。

- ① 仮進級の連鎖を防止し 120 分授業の実施を円滑にするため必修科目の重畳関係を回避する時間割の作成。
- ② 厳正な成績評価を確保する観点から再試験制度の見直し。
- ③ 学生の論述能力を確保する観点から一般選抜試験における筆記試験のウェイトを高める措置。
- ④ 成績評価に関する疑義照会制度・異議申立制度の創設。
- ⑤ 修了生を対象とする法務研修生制度の創設。

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9-2-4 に係る状況)

本研究科の活動が地域で定着していくためには、広く地域住民の理解と支持が得られることが不可欠であり、活動状況を自ら点検・評価し、その結果を公表することは、極めて重要である。また、自己点検・評価の結果が、第三者による検証を経たものであることは、その信頼性を担保することに繋がることはいうまでもない。

このような認識のもとに、本研究科では、その設置目的等に照らして、次の4分野の有識者に評価委員を委嘱し、外部評価委員会を設置し、自己点検・評価結果について、検証を受けることとしている。

- ①法科大学院の活動が教育機関としての性格を強く有することを踏まえて、大学関係者から適任者
- ②法曹の養成機関としてその運営と育成に深い理解を有する弁護士会から適任者
- ③ビジネス法務に携わる法曹の養成を標榜する本研究科の設置目的に照らして、経済界関係者から適任者
- ④法科大学院の定着と地域への浸透、関係者の理解を広く獲得することが求められていることを踏まえて、マスコミ関係者から適任者

外部評価委員会は、平成19年12月に設置し、これまでに2回の会合を開催した。会合では、本研究科からの教育・研究活動の内容説明、外部評価委員による授業参観および施設等視察、自己点検・評価結果をもとにした意見交換等が行われた。《別添資料 61 広島大学大学院法務研究科外部評価委員会細則、別添資料 59 平成20年3月自己点検・評価報告書 参照》【解釈指針 9-2-4-1】

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本研究科は、ウェブサイトや各種の刊行物等を通じて、積極的に情報提供を行っている。ウェブサイトは、本研究科開設と同時にオープン（2006年4月に改定）し、入学案内、教育内容紹介、教員紹介からリーガル・サービス・センターでの法律相談予定や公開講座の開催案内等にいたる多様な情報を提供している。また、印刷物としては、「法務研究科年次報告書」のほか、紀要である「広島法科大学院論集」を刊行している。このうち「広島法科大学院論集」は、本研究科設立以降毎年発行され、教員による執筆論文のみならず、全教員の教育研究活動・社会貢献活動の状況、本研究科の主要活動の状況等についても掲載している。《別添資料 43 広島大学大学院法務研究科年次報告書、別添資料 46 広島法科大学院論集 参照》

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

広島大学大学院法務研究科年次報告書を公表しているほか、学生募集要項、パンフレット、ウェブサイト等によっても重要事項を公表している。

すなわち、年次報告書には重要事項のすべてを掲載しているほか、ウェブサイトやパンフレットでも教員組織、入学者選抜、教育課程及び教育方法の事項を中心に、重点的に公表している。《別添資料 43 広島大学大学院法務研究科年次報告書、別添資料 1 研究科パンフレット 参照》【解釈指針 9-3-2-1】

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

本学における文書等の取扱い全般については、「広島大学法人文書管理規則」、「広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則」に基づいて、適切に管理運営している。

「自己点検・評価」に関する文書および、評価の際に用いた会議資料・会議録等の情報については、その内容に応じ、支援室担当支援グループ（部局長・教育研究支援グループ、学生支援グループ）において、資料室で一括し適切に保管している。また、定期試験の答案、レポート等の成績判定の基礎となる資料については、各教員が各自の研究室において厳重に保管している。これら関係資料の保管期間については、上記規則では、認証評価関係資料は14年間、成績評価関係資料は5年間保存することとされておりこれに従って運用している。

これまでに実施した自己評価活動において、特に教育活動に関する情報を一元的に収集・保管する必要性を認識し、そのための体制等として次のとおり整備する方向で検討している。

- ①成績判定の基礎となる資料の直近分は教員が各自の研究室において厳重に保管する。
- ②教員保管資料のうち直近分以前のは支援室へ移管する。
- ③退任教員保管資料は支援室へ一括移管する。

《別添資料 62 評価の基礎となる情報の保管状況、別添資料 63 広島大学法人文書管理規則、別添資料 64 広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則 参照》【解釈指針 9-4-1-1】、【解釈指針 9-4-1-2】、【解釈指針 9-4-1-3】

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

①教育研究を含め本研究科全体に関して、以下のとおり適切な管理運営体制を整備し実施している。

教授会の外に研究科長を中心とした機動的・戦略的な運営の確保及び、迅速かつ効率的な管理運営を行うための支援組織として「研究科長室」を設置し、管理運営体制を整備している。なお、構成員には、副研究科長、研究科長補佐（事務職員）、講座主任をあて、教職員が一体となった教学及び運営が可能な組織としている。

学生の要望等に適切迅速な対応をするために、前期・後期各1回開催している「学生との意見交換会」へは、研究科長、教務委員のほか関係教職員が積極的に出席し、意見・要望等を早急にくみ上げられるよう努力している。

②学生及び教員のニーズに対応するため、午前から夜間までをカバーする交代勤務による事務体制をとっている。

[特色ある取組]

○本学事務組織では、業務体制を検証し改善を図るための、バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法を導入し、効率的な業務計画・業務分担が実現され、計画の確実な実行と業務の見直し改善へとつなげる体制構築に取り組んでいる。本支援室でも、「学習と成長の視点」から、スキルの向上を目的とした戦略テーマを設定し、各種研修等への積極的な参加や通常業務を通じて行うOJTなど、職員個々の能力向上に努め、更なる教職員一体型の研究科運営体制の構築に努めている。

[改善を要する点等]

①自己点検・評価に関する外部評価は、緒に就いた段階であり、外部評価委員会の活動を定着させ、そこでの検証結果を本研究科の教育研究活動等の強化に繋げていく必要があると考えている。

②情報の公開については、さらに充実を図り、本研究科に対するの学内外の評価を高めたいと考えている。

③外部資金である法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに基づく大学改革推進等補助金を財源として、リーガル・サービス・センターを運営してきたが、平成18年度末で同プログラムが終了となった。しかし、本施設の活動は、本研究科の教育研究の基盤であり、同施設の活動を通じて法曹養成教育の発展に直結する魅力ある研究テーマを企画提案し、今後も安定した活動が可能となるよう引き続き検討する必要がある。このような趣旨から、平成20年度「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」へ応募しており、その実現を期したいと考えている。

④弁護士の非常勤講師手当については、弁護士の通常業務の報酬に比べ、法科大学院における教育負担（授業の準備、答案やレポートの添削指導等を含む）の実態に見合っていないなどとして、弁護士会から増額の要望が出されており、有能な講師の確保のためには、今後、真剣に検討すべき課題であると考えている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本研究科の運営のための講義室等は次のとおりであり、教育計画に対応している。
《別添資料45 東千田キャンパス構内配置図、別添資料65 施設内訳表 参照》

①講義室

東千田校舎では、講義室を13室（面積・収容人員等は下記の内訳表のとおり）保有し、これを本研究科が昼間時間帯に、法学部夜間主コース、経済学部夜間主コース、大学院社会科学研究科等が夜間時間帯に使用している。使用する時間帯が違うため教室確保の問題は生じていない。

②演習室

保有する7室（面積・収容人員等は下記の内訳表のとおり）を上記と同様に使用している。

③模擬法廷設備

裁判員制度にも対応した可動式の法廷設備を導入し、模擬法廷開廷時には傍聴席56席を確保した法廷教室へと設営し、通常は普通講義室と併用する等の工夫をしている。法廷の様相を録画・記録し、後日、内容等を検証することでより教育効果を上げることが可能となるが、現在、マルチメディア対応設備と連動した法廷専用教室ではないため、それが実現できていない。今後、その設置を検討する必要がある。（面積・収容人員等は下記の内訳表のとおり）

④法律相談室（リーガル・サービス・センター）

外部資金「大学改革推進費等・形成支援経費」を運営資金とし（形成支援経費終了後は、学内経費で運営）、本研究科の専任教員又は現職の弁護士が一般市民の身近な法律相談に応じるとともに、相談案件を基に授業用教材の開発を行うための施設として、専用プレハブ棟を1室設けている。（面積は下記の内訳表のとおり）

以上①～④について【解釈指針10-1-1-1】

⑤教員室

教員研究室は19室（面積は下記の内訳表のとおり）設け、各専任教員につき1室を確保している。また、非常勤教員については、非常勤講師控室を1室（面積・収容人

員等は下記の内訳表のとおり) 設けている。

研究者教員と実務家教員の2人の教員がペアとなるチューター制度及び各教員にオフィス・アワーを設けており、学生との面談は、各教員室を使用している。【解釈指針10-1-1-2】、【解釈指針10-1-1-3】

⑥事務室

事務部門は、一つの大部屋に部局長・教育研究活動支援グループ及び学生支援グループを配置し、職務遂行の利便性を考慮したスペースの工夫により、適切かつ機能的な支援活動を行っている。(面積は下記の内訳表のとおり)【解釈指針10-1-1-4】

⑦自習室

自習室を4室(面積・収容人員等は下記の内訳表のとおり)設けている。その大半が図書館と同じ建物内にあり、利便性が確保されている。自習室は、集中して勉学に励むことができるキャレルデスクで統一した部屋、自由に討論等ができる開放的な机の配置とした部屋等、学生のニーズに応えられるよう配慮している。室内には、個人ごとの自習机(各室の合計210台、その内16台には共用のPCを設置)のほかに、個人用ロッカー、書架などを設置している。

なお、各自習机には、コンセントを配置するとともに、無線LANを配置し、個人のPCからも情報ネットワークに接続可能である。とりわけ、図書館の開館時間に関係なく、蔵書検索、資料の取寄せ申込み、学内限定データベースの利用ができるなど、図書館の図書資料を有効に活用して学習できる環境を確保している。また、学生の利便性に考慮して利用時間を午前7時から午後11時30分までとし運用している。【解釈指針10-1-1-5】

⑧図書館

図書館は、東千田図書館が東千田キャンパスに設置され、法学部及び経済学部夜間主コース、社会科学研究科(マネジメント専攻等)及び本研究科をサービス対象とする東千田地区の総合図書館であり、本研究科専用ではないものの、2008年度から全学の図書館運営にかかる「図書館運営戦略会議」に本研究科も参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況になっている。利用時間は午前8時30分から午後10時00分までとしている。なお、学生自習室(2階)と図書館(1階)は、棟続きの建物内に設置しており、移動に要する時間的制約は少ない。(面積・収容人員等は下記の内訳表のとおり)

【解釈指針10-1-1-6】

施設内訳表

区分	名称	H20. 5. 1 現在		備考
		面積(m ²)	収容人員	
講義室 係 関	共用講義室1	75	50	
	共用講義室2	75	50	
	205講義室	98	90	

	206 講義室	104	90	
	207 講義室	122	133	
	208 講義室	98	96	
	302 講義室	174	156	
	304 講義室	70	61	
	402 講義室	174	108	法廷教室と併用
	403 講義室	60	48	
	404 講義室	70	61	
	501 講義室	279	247	
	大講義室	327	330	
演習室関係	305 演習室	43	25	
	405 演習室	44	25	
	503 演習室	36	21	
	第1 演習室	32	24	
	第2 演習室	37	20	
	第3 演習室	70	50	
	第4 演習室	66	57	
自習室	201	80	35	
	202	174	103 (8)	() 内は PC 台数で内数
	206	70	42 (6)	
	B 1 0 1	68	30 (2)	
法廷教室	402 講義室	174	56	講義室と併用
計算機室	計算機室 1	99	30	
	計算機室 2	90	35	
図書館		487	68	
教員室			19 室	20 m ² ~ 25 m ²
非常勤講師控室		25	4	
事務室		117		
L S C		53		

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

本研究科における教育研究用設備機器等の現状は、以下のとおりである。《別添資料66 設備機器一覧 参照》

- ①講義室等については、既存の物品が従来から備えられており、これらを有効活用しているほか、ほとんどの講義室と演習室に情報コンセントを設置し、情報化に対応している。
- ②情報機器等の整備については、学生自習室を学年進行に合わせ充実させるとともに、TKCの利用コンテンツも随時見直しを行い、現在13種類の判例等の検索が可能となっている。
- ③リーガル・サービス・センターには、「法律相談事例収録システム」を設置している。これにより、一般市民を対象とした法律相談時の様子を録画記録し、それを基にビデオ教材化する等の教育用教材の開発に活用している。また、名古屋大学との共同研究により導入した「シーンキャビネット」では、共同研究校で蓄積した相談事例及び模擬裁判の様子を一覧することが可能となっている。今後は、本センターを本研究科の研究の基盤点として位置づけ、相談案件の解決策の教示のみならず、地域別、内容別等多方面からの調査・分析を実施する等、更に法的研究を発展させるべく構想を検討中である。また、同センター内には、法律関係図書等を備え一覧可能な環境としている。
- ④事務用機器については、各種の機器を設置しているが、特に複機については、授業及びその予習・復習等で大きな資料等を必要とする学生のニーズに応え、年間一定数量の限度内で無償利用が可能なコピー・カードを貸与している。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

1. 図書館の管理・運営

広島大学図書館は、中図書館、東図書館、図書館、霞図書館及び東千田図書館の5館が機能を分担しながら有機的に連携して図書館を構成している。図書館の審議機関として、館長が推薦する教員若干名により組織される図書館運営戦略会議を設置している。

東千田図書館は、東千田キャンパスにある、法学部及び経済学部の夜間主コース、社会科学研究科（マネジメント専攻等）及び本研究科をサービス対象とする東千田地区の総合図書館であり、本研究科専用ではないものの、2008年度から上記図書館運営戦略会議に本研究科教員も参画しており、教育及び研究等に支障なく使用できる状況にある。

《別添資料67 図書館利用案内2008 参照》【解釈指針10-3-1-1】

2. 職員の配置

本学のような幅広い学問分野を える図書館において、職員定員が限られた中で法律に精通した職員を配することは困難な状況であるが、専門性を考慮しながら人事交流を進め、下表のとおり必要な要員を配置し対応している。【解釈指針10-3-1-2】

	定員内	非常勤			計
人数	1	1	1	1	4
司書資格	有	有	有	無	
勤務年数	13	42	36	1	

: 非常勤は7時間勤務、6時間勤務及び2.5時間勤務

3. 職員の資質

図書館職員は、原則として司書資格を有しているが、継続的に法律部門にかかる基本的素養を持った者を配置するほどの要員を えていない。国立情報学研究所を始めとした図書館業務及び情報スキルに係る各種研修に可能な限り参加して全館的にスキルアップする方法及び東千田図書館に配置された時点でスキルアップする方法で対処している。

【解釈指針10-3-1-3】

4. 図書資料の整備

本研究科の教育・研究・学習にかかる資料は、図書館資料費及び研究費による2区分で選定し整備している。広島大学図書館の基本方針が学生数を基礎として予算化される

ため、歴史の長い本研究科に関しては十分な資料の整備がなされているとは言い難いが、先の予備評価での指摘を受けて2007年度には、本研究科教員が図書を選定のうえ研究科経費で980万の集中整備を実施した。その際、利用頻度の高い基本書等については、極力複数整備を付けることとした。

このほか、資料が手元にない場合には、中央図書館及び法学部資料室（何れも東広島キャンパス）とも連携して、毎日の学内送便を介して融通・補完する措置を講じているほか、「入希望図書」制度を実施して、学生の利用したい図書の整備に努めている。《別添資料68 東千田図書館の図書資料リスト 参照》【解釈指針10-3-1-4】

5. 資料の管理及び維持

前項で述べたとおり、原則として研究用資料は研究費で、教育及び学習用資料は図書館資料費で整備するとともに、その目的に沿って管理・維持している。

管理に当たっては、利用頻度の高い法学基本書等については、可能な限り禁帯出の指定をすることにより、学生や教員の利便に配慮しているほか、現物の紛失防止の観点から無断持出し防止措置を設置して適切な管理に努めている。

なお、図書館の所蔵資料は24時間オンライン検索可能としている。【解釈指針10-3-1-5】

6. 教育・研究及び学習支援体制の整備

2002年10月から土曜日の開館時間を12:00~22:00に拡大するとともに、本研究科が設置された2004年度から平日の開館時間を8:30~22:00に拡大（それまでは13:00開館）する等、利用者の利便性を考慮した支援を行っている。

また、入学時には対象者別図書館利用オリエンテーション、資料検索講習会を開催して、情報リテラシー支援を行うとともに研究情報検索講習会を開催して研究支援も行っている。【解釈指針10-3-1-6】

7. 教育・研究及び学習支援設備及び機器の整備

現在、東千田図書館には情報検索端末（資料検索用を含む）を1台、資料検索端末を4台設置して利用に供しているが、2008年8月末には図書館システムの更新に合わせて情報検索機器の更新を予定している。情報検索機器は、情報リテラシー教育時には情報メディア教育研究センター東千田分室の機器を併用して運用している。

このほか、2006年度には視覚障害者用拡大読書機、DVD視聴機器を設置した。

また、2007年度には資料収容力を高めるため、述べ176万（4,400万相当）の書架を増設した。《別添資料69 東千田図書館設備機器一覧 参照》【解釈指針10-3-1-7】

2 優れた点及び改善を要する点等

[優れた点]

- ①既存の施設を有効活用し、改修整備等の工夫を らしながら、教育研究活動を展開している。

- ②東千田図書館は、従来、夜間主コース学生に配慮した夜型開館であったが、平成16年度の本研究科開設に伴い、翌年度から、平日は8:30~22:00(休業期8:30~21:00)と開館時間を拡大して東千田キャンパス構成員の教育・研究・学習の利便性の向上を図っている。また、東広島地区と広島地区間に土・日、休日等を除く毎日、資料 送システムを導入しており、資料が手元にない場合には、このシステムを利用して融通・補完する措置を講じている。

- ③本研究科の設立にあたって、母体である法学部及び大学の支援を受けて、大幅な資料整備を行うと共に、2004年度および2007年度には教育・研究・学習に必要な図書・雑 の見直しも行い、全学図書館と連携して本研究科に必要な資料の拡充整備を行った。
 また、 検索可能な総合データベース(Web of Knowledge 等)及びLexisNexis等を導入して、学内 A に接続した端末から24時間検索可能な文献収集の機会を提供している。

[特色ある取組]

該当なし。

[改善を要する点等]

- ①既存の施設を有効活用して教育研究活動を展開している本研究科にとっては、専用の法廷教室の設置が必要である。また、修了生を新司法試験合格へと導くためには、専門職大学院としての責任ある措置として、修了後のアフターケアをも視野に入れた方策を検討する必要がある。そのためには、少なくとも学生定員の4倍に相当する240人程度を収容できる自習室の設置が必要と考え現在拡充を進めている。

- ②本キャンパス内には4つの建物があり、その内の共用施設B棟及び 棟は、和40年代に設置されたものである。 棟にはエレベーターがなく、施設面での身障者への対応は必ずしも万全ではないことから、アメニティ・スペースの充実等を含めた施設の改修等を検討する必要があると考えている。

- ③図書館については、法律改正を踏まえた改訂 の速やかな補充を含む図書・資料の一層の整備、情報検索環境の整備、及び情報リテラシーに係るデータベース検索方法等を含むオンラインチュートリアル並びに検索講習会の企画・実施等、利用者ニーズを踏まえた取組みの充実を図らなければならない。また、図書館内の視聴覚機

器の整備、グループ学習及びアメニティ・スペースの確保等も求められる。

- ④教員研究室については、本研究科設立時に建物の新設等による十分な対応ができなかったことから、必要な面積を充たさない部屋があるほか、自習室の増設に伴って、従来は宿 施設として利用されていた部屋を研究室に転用している状況である。とくに、宿 施設を転用した研究室は、面積が十分でないのみならず、講義室及び図書館から離れた場所にあることから、できるだけ早期に改善する必要がある。